

第2期 下市町子ども・子育て支援事業計画

～ いのち輝く下市っ子21プラン ～



下市町マスコットキャラクター

ごんたくん

令和2年3月
下市町

はじめに

我が国においては急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化により、一人一人の子どもが健やかに成長できる社会の実現に向けて、国や地方自治体はもとより、地域社会全体で子ども・子育てを支援することが必要になっています。

下市町においては、次世代育成支援行動計画を継承しつつ、子ども・子育て支援のニーズを反映する「子ども・子育て支援事業計画～いのち輝く下市っ子21プラン～」を平成24年8月に策定しました。



平成27年4月からは、子ども・子育て支援新制度に基づく「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、これまでのテーマである「親子の輝きを支える ふれあいのあるまち・下市」を理念として継承し、子育てや子どもの育ちを地域が支援し、次代を担う子どもたちの笑顔にいつも出会えるふれあいのある地域づくり、親も子も輝いて暮らせるような環境づくりを地域社会全体で作上げてきました。このたび、第1期の計画期間が終了することから、町民からの子育て支援に関するニーズ調査を実施し、本町の現状と課題を分析・整理し、第2期の計画を策定しました。

本町では、まちづくりのテーマとして、「いのち輝く 下市町 ～人・技・自然 見つめあい、生かしあい、育むまち」を掲げ、健康で生き生きと過ごせるまち、豊かな文化と人間性を育むまちを基本に、児童福祉や幼児教育・学校教育をはじめとした子育て関連施策に取り組んでいます。本計画により子ども・子育て支援の取り組みをさらに進めてまいります。

本計画の策定にあたっては、町民の皆様ならびに関連機関・団体等の方々から、ニーズ調査等を通じて貴重なご意見や多大なるご支援をいただきましたことを深く感謝いたします。また、今後も本計画の実現に向け、ご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和2年3月

下市町長 **梶本龍昭**

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の背景	1
2 計画の位置付け	2
3 計画の期間	3
4 計画の対象	3
5 子ども・子育て支援新制度をめぐる動向	3
第2章 計画の基本的な考え方	5
1 基本理念	5
2 基本的な視点	6
3 基本目標	8
4 施策の体系	8
5 教育・保育提供区域の設定	8
第3章 子育てを取り巻く状況	9
1 人口の状況	9
2 世帯の状況	11
3 婚姻の状況	12
4 就労の状況	14
5 出生の状況	17
6 保育・教育の状況	18
7 ニーズ調査結果の概要	22
第4章 計画の目標値等	36
1 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保の内容・方策	36
2 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容・方策	38
3 幼児期の学校教育・保育の一体的な提供及び推進方策	45
第5章 計画の推進	46
1 推進体制の充実	46
2 計画の点検・評価に向けて	47
資料編	
1 下市町子ども・子育て会議条例	48
2 下市町子ども・子育て会議委員名簿	49

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の背景

平成 29 年の全国の合計特殊出生率は 1.43 であり、奈良県はそれを下回る 1.33 となっています。少子化により子どもの数が減少しているにもかかわらず、核家族化や共働き世帯の増加などにより、保育所等では待機児童の増加が社会問題化しています。

国では待機児童数が依然増加していることを受け、「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」を平成 28 年 4 月 1 日から施行しています。改正法は、子ども・子育て支援の提供体制の充実を図るため、事業所内保育業務を目的とする施設等の設置者に対する助成及び援助を行う事業を創設するとともに、一般事業主から徴収する拠出金の率の上限を引き上げようとするものです。

平成 29 年 6 月に閣議決定した「ニッポン一億総活躍プラン」の一環である「子育て安心プラン」では、令和元年度末までの 2 年間で待機児童を解消することを目標に掲げ、遅くとも令和 2 年度末までの 3 年間で、待機児童を解消し、その後も待機児童ゼロを維持しながら、令和 4 年度末までの 5 年間で女性就業率 80%に対応できる 32 万人分の保育の受け皿整備等を進めていくこととしています。

平成 29 年 9 月には「新・放課後子ども総合プラン」を公表し、共働き家庭等の小 1 の壁・待機児童を解消するとともに、全ての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後子ども教室の両事業の計画的な整備等を推進する方針が示されました。

さらに、平成 29 年 12 月には、幼児教育・保育や高等教育の無償化などを盛り込んだ「人づくり革命」と、「生産性革命」の 2 本柱の新しい経済政策パッケージを閣議決定しました。その中では、「幼児教育・保育の無償化」を 2 兆円規模で実施し、その財源は令和元年 10 月の消費税増税分の使途変更などで確保するとなっています。幼児教育・保育の無償化については平成 31 年 4 月から一部先行で実施し、令和 2 年 4 月から高等教育を含めて全面実施される計画となっています。

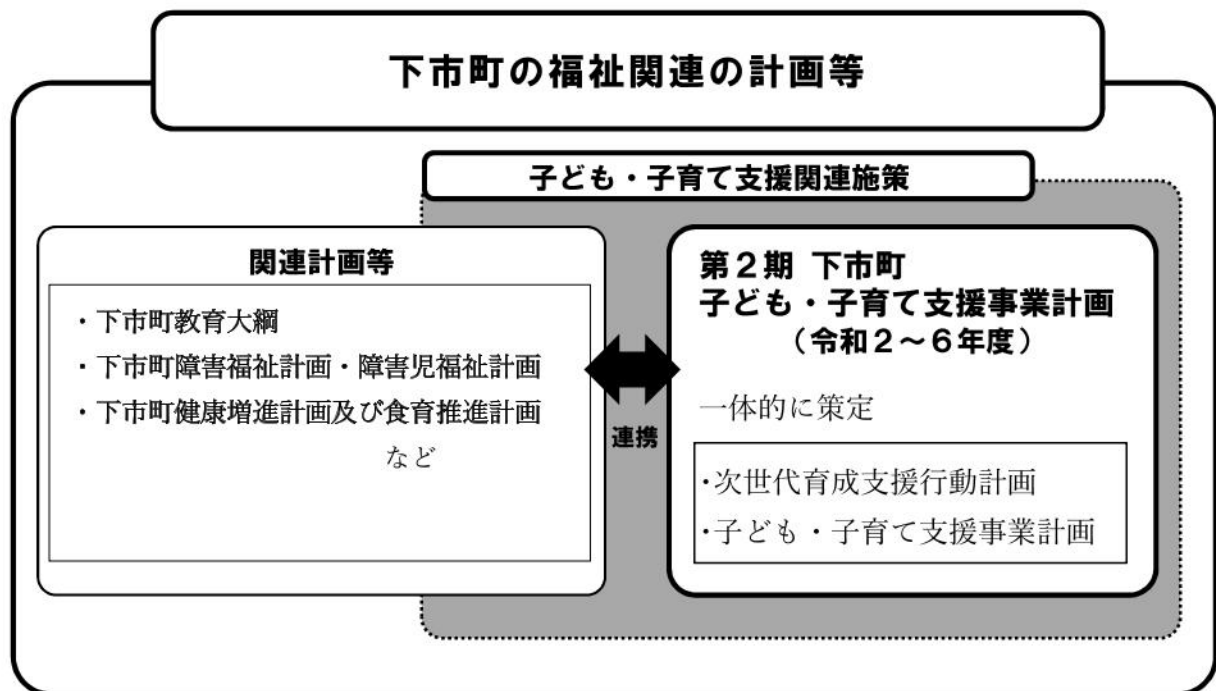
また、次世代育成支援対策推進法は、平成 26 年度末までの時限法として制定されましたが、ひとり親家庭への支援を拡充するとともに、社会問題化している子どもの貧困対策に対応するため、母子及び寡婦福祉法を含む、「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律」として改正されました。子どもが健やかに生まれ育まれる環境を一層充実させるため、有効期限を 10 年間延長（2025 年 3 月 31 日まで）しています。

本町においても、子ども・子育て支援新制度に対応した「下市町子ども・子育て支援事業計画」を平成 27 年 3 月に策定し、多様な子育て支援施策を推進してきました。

このたび、第 1 期計画が令和元年度末をもって終了することから、町民からの子育て支援に関するニーズ調査を実施し、本町の現状と課題を分析・整理し、令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間で計画期間とした「第 2 期下市町子ども・子育て支援事業計画」を策定するものです。

2. 計画の位置付け

- (1) この計画は、子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」です。
- (2) この計画は、次世代育成支援対策推進法第 8 条第 1 項に基づく「市町村行動計画」の考え方等を継承して、子どもとその家庭に関わる施策を体系化し、保健・医療、福祉、教育、住宅、労働、まちづくり等のさまざまな分野にわたり、総合的な展開を図るものであり、「次世代育成支援行動計画」と「子ども・子育て支援事業計画」を一体的に策定するものです。
- (3) この計画は、実態調査の結果や協議会などによる町民の意見を反映して策定しています。
- (4) この計画は、子どもが健やかに成長する環境整備や、町民の子育てニーズに対応できる子育て支援サービスの提供について、地域と一体になって取り組むための指針となるものです。
- (5) この計画は、国や県の子ども・子育て支援行動計画に係る指針を踏まえるとともに、本町の関連計画と整合性を図り策定しています。



3. 計画の期間

この計画は、令和2（2020）年度を初年度として、令和6（2024）年度までの5年間を計画期間とします。

西暦	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
和暦	平成					令和				
	27年度	28年度	29年度	30年度	1年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	下市町子ども・子育て支援事業計画									
						第2期下市町子ども・子育て支援事業計画				

4. 計画の対象

この計画は、子どもと子どものいる家庭、地域、事業所、行政及び子育てに関する個人や団体等、町内の子どもと子育てを支える地域全体を対象として策定します。

5. 子ども・子育て支援新制度をめぐる動向

基本指針の改正について主な項目を記載します。

【基本方針の改正方針】

- 1 市町村計画・都道府県計画の作成に関する事項について、制度の施行状況や関連施策の動向を反映させる
 - (1) 幼児教育アドバイザーの配置・確保及び幼児教育センターの体制整備
 - (2) 幼稚園の利用希望及び保育を必要とする者の預かり保育の利用希望への対応
 - (3) 外国につながる幼児への支援・配慮
- 2 平成28年の児童福祉法改正等による社会的養育・児童虐待防止対策に係る改正に関する事項について見直し
- 3 新・放課後子ども総合プランを踏まえた市町村計画・都道府県計画の作成に関する事項について追記
- 4 これらの他、第198回国会（常会）に提出予定の幼児教育無償化に係る子ども・子育て支援法の改正法案の内容を踏まえた改正を今後検討

2月18日に開催された「子ども・子育て支援新制度説明会【都道府県等説明会】」より

また、わが国における急速な少子化の進行並びに幼児期の教育及び保育の重要性に鑑み、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、市町村の確認を受けた幼児期の教育及び保育を行う施設等の利用に関する給付制度を創設する等の措置を講じる「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」が令和元年10月1日に施行されました。

【子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の概要】

1 基本理念

子ども・子育て支援の内容及び水準について、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものであることに加え、子どもの保護者の経済的負担の軽減に適切に配慮されたものとする旨を基本理念に追加する。

2 子育てのための施設等利用給付の創設

(1) 対象施設等を利用した際に要する費用の支給

市町村は、支給要件を満たした子どもが対象施設等を利用した際に要する費用を支給する。

①対象施設等

子どものための教育・保育給付の対象外である幼稚園、特別支援学校の幼稚部、認可外施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業であって、市町村の認可を受けた者を対象とする。

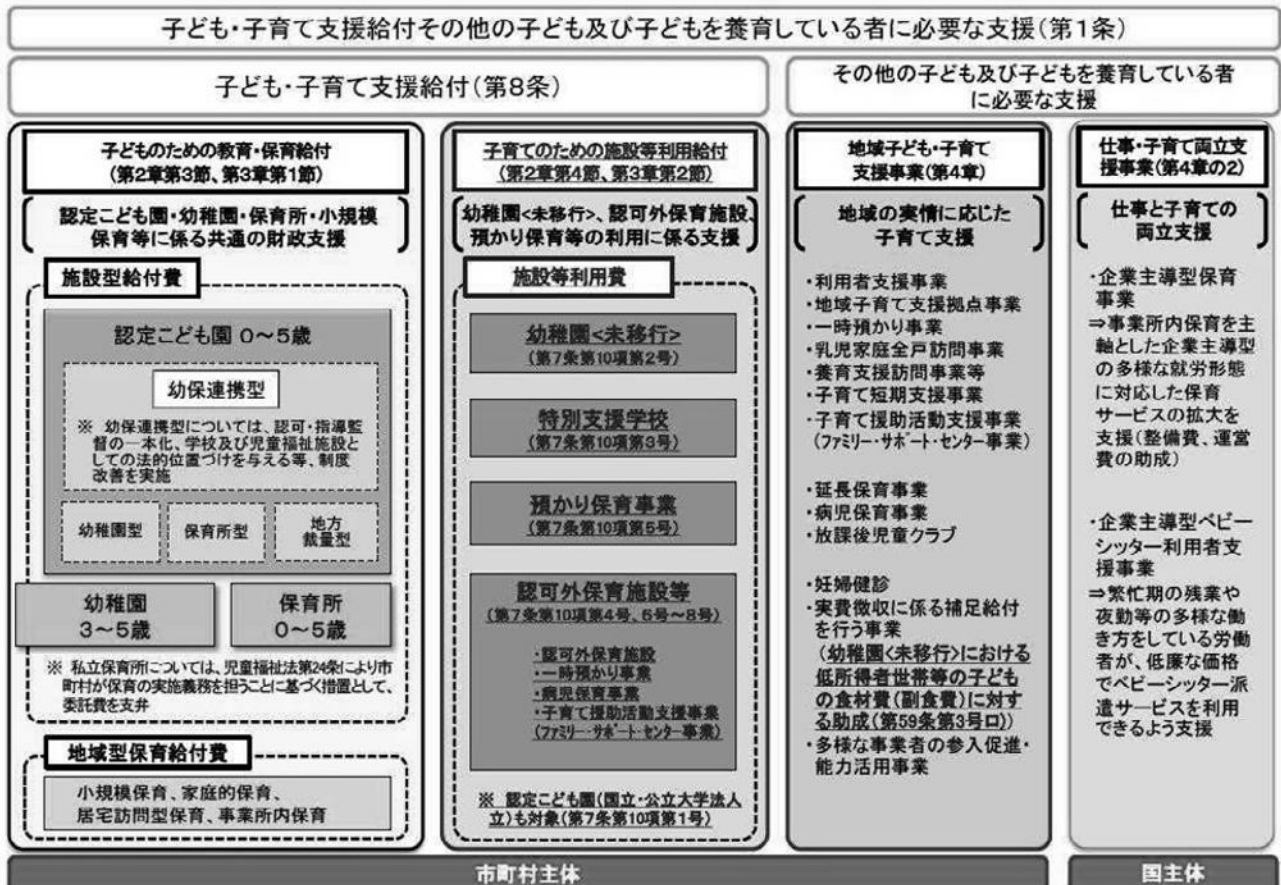
②支給要件

- ・3歳から5歳まで（小学校就学前まで）の子ども
- ・0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもであって、保育の必要性がある子ども

(2) 費用負担

本給付に要する費用は、原則、国が2分の1、都道府県が4分の1、市町村が4分の1。

子ども・子育て支援新制度の概要 ※下線部分が今回の法律案による改正部分



第2章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

親子の輝きを支える ふれあいのあるまち・下市

～ いのち輝く下市っ子21プラン～

町ではこれまでも、「親子の輝きを支える ふれあいのあるまち・下市」の実現に向け、子育て家庭全体を支援してきました。

子どもは輝く存在であり、子どもを育むことは、保護者と子どもが地域社会とふれあい、まちが存続するための基礎的条件であるとともに、地域社会に明るい輝きをつくり出すものです。

この計画においては、これまでのテーマを理念として継承し、子育てや子どもの育ちを地域が支援し、次代を担う子どもたちの笑顔にいつも出会えるように、ふれあいのある地域づくりを進め、親も子も輝いて暮らせるようにすることをめざし、健やかに成長する環境を家庭・地域社会・事業主・行政など社会全体の連帯でつくり上げていきます。

2. 基本的な視点

基本理念を実現するため、町は次の8項目を基本的な視点として施策に取り組みます。

視点1 子どもの幸せを第一に考える視点

次代の社会を担う子どもたちの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるように配慮する必要があります。また、「児童の権利に関する条約」に示されているように、子どもに関わるさまざまな権利が擁護されなければなりません。

視点2 すべての子育て家庭を支援する視点

核家族化の進行や地域における人間関係の希薄化、価値観の多様化などにより、子育て家庭の生活実態や子育て支援に関するニーズも多様になっています。利用者のニーズに対応した、柔軟で総合的な取り組みにより、すべての子育て家庭を支援することが必要です。

視点3 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現を促す視点

子育てと仕事、仕事と家庭生活や地域活動の両立は依然として困難な状況があり、それが少子化の一つの要因にもなっています。仕事と生活の両立が円滑に実現できるよう、職場における子育てへの配慮を促していくことが必要です。

視点4 地域社会全体で子育てを支える視点

子育ての第一義的な責任は保護者にありますが、一方で「子どもは社会の宝」であり、子育ては家庭のみならず、広く社会全体で支えていくことが必要です。地域社会、事業主、行政など社会を構成するそれぞれが協力して、次代を担う子どもたちが健やかに育つ環境を整えていくことが必要です。

視点5 地域の社会資源を活用する視点

本町には公民館、学校などの公共施設や子育てサークルを始めとする様々な地域活動、また、豊かな自然環境や受け継がれてきた伝統文化などがあります。こうした地域の社会資源を十分に活用することによって、個性豊かな子どもを育てていくことが大切です。

視点6 サービスの量と質を確保する視点

行政サービスは、ただ町民に提供すればよいというわけにはいきません。特に、サービスの対象が幼児・児童である教育・保育サービスに関しては、量を確保するとともにサービスの質を高めていくことも大切です。

視点7 地域の実情に応じた取り組みの視点

地理的な特性、人口・産業構造、社会的資源の状況等によって、町の中でも多様な地域が存在しています。子ども・子育て支援のさらなる充実を図る際にも地域の特性に応じた取り組みとして推進していく必要があります。

視点8 次代の担い手づくりという視点

次世代育成支援は、次世代の親となる子どもが、豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持つことができるよう、長期的な視野に立った子どもの健全育成のための取り組みとして進めていきます。

3. 基本目標

前述の基本理念と基本的な視点に立って、基本目標を設定し、体系的に施策を展開していきます。

4. 施策の体系

計画における基本目標、主要課題、施策の方向を整理します。

5. 教育・保育提供区域の設定

保護者や子どもが居宅より容易に移動することができ、質の高い教育・保育及び子育て支援の提供を受けることができるよう、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況などを総合的に考慮して、教育・保育提供区域を設定します。

上記の内容を勘案し、町全域を1区域として教育・保育提供区域を設定します。

教育・保育提供区域は、①教育・保育施設、②地域型保育事業、③地域子ども・子育て支援事業の区域としてそれぞれ設定する必要があります。（広域型の事業においては、事業ごとに定めることも可能とされています。）

教育・保育提供区域は、地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定する必要があります。

第3章 子育てを取り巻く状況

1. 人口の状況

(1) 人口の動向

本町の総人口は、減少傾向で推移し、平成30年には5,155人となっています。年齢3区分別人口の推移をみると、年少人口（0～14歳）及び生産年齢人口（15～64歳）は減少傾向にあります。一方、高齢者人口（65歳以上）は増加傾向を経て平成27年には減少に転じています。これにともない年齢3区分の割合も同様の傾向で推移し、0～14歳の年少人口割合は平成30年に6.7%と、平成22年からみると1.9ポイント低下しています。

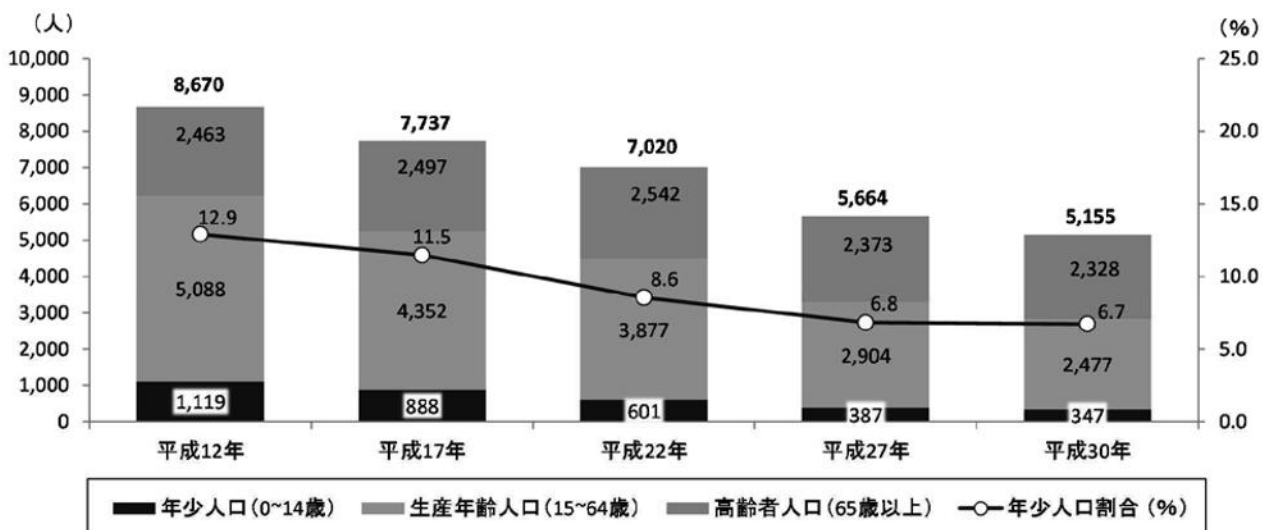
■年齢3区分別人口の推移

(単位:人、%)

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成30年
総人口(人)	8,670	7,737	7,020	5,664	5,155
年少人口(0～14歳)	1,119	888	601	387	347
構成比(%)	12.9	11.5	8.6	6.8	6.7
生産年齢人口(15～64歳)	5,088	4,352	3,877	2,904	2,477
構成比(%)	58.7	56.2	55.2	51.3	48.1
高齢者人口(65歳以上)	2,463	2,497	2,542	2,373	2,328
構成比(%)	28.4	32.3	36.2	41.9	45.2

資料:国勢調査、平成30年「奈良県推計人口年報」(各年10月1日)

■年齢3区分別人口の推移



資料:国勢調査、平成30年「奈良県推計人口年報」(各年10月1日)

(2) 児童人口の状況

児童人口（0～17歳）は減少傾向で推移し、平成30年に453人となっています。

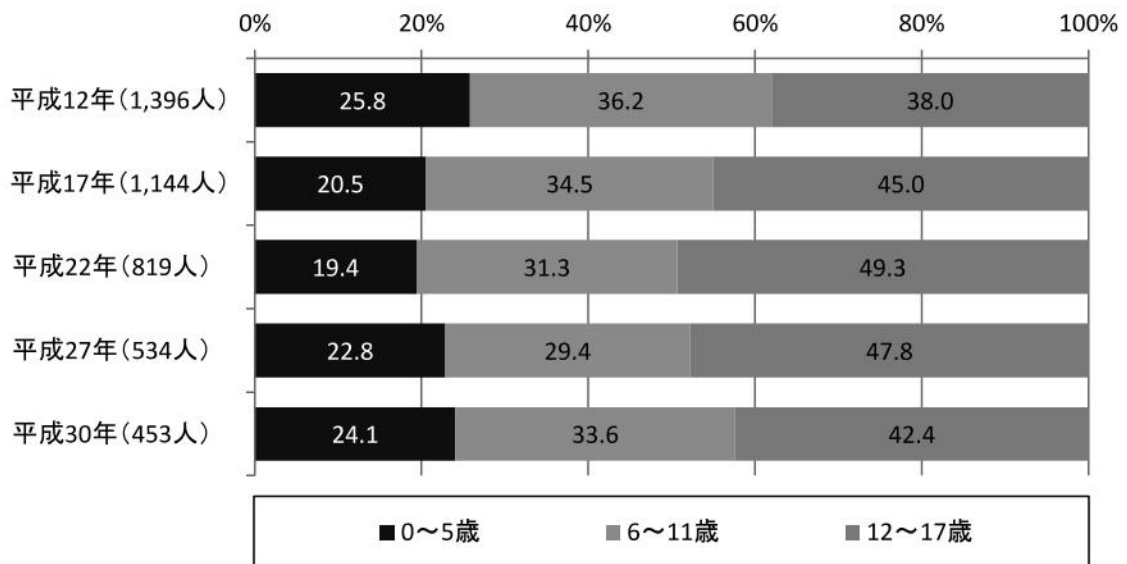
■ 児童人口の推移

(単位:人)

	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	平成 30 年
総児童人口(人)	1,396	1,144	819	534	453
0～5 歳	360	235	159	122	109
6～11 歳	505	395	256	157	152
12～17 歳	530	515	404	255	192

資料:国勢調査、平成30年「奈良県推計人口年報」(各年10月1日)

■ 児童人口構成比の推移

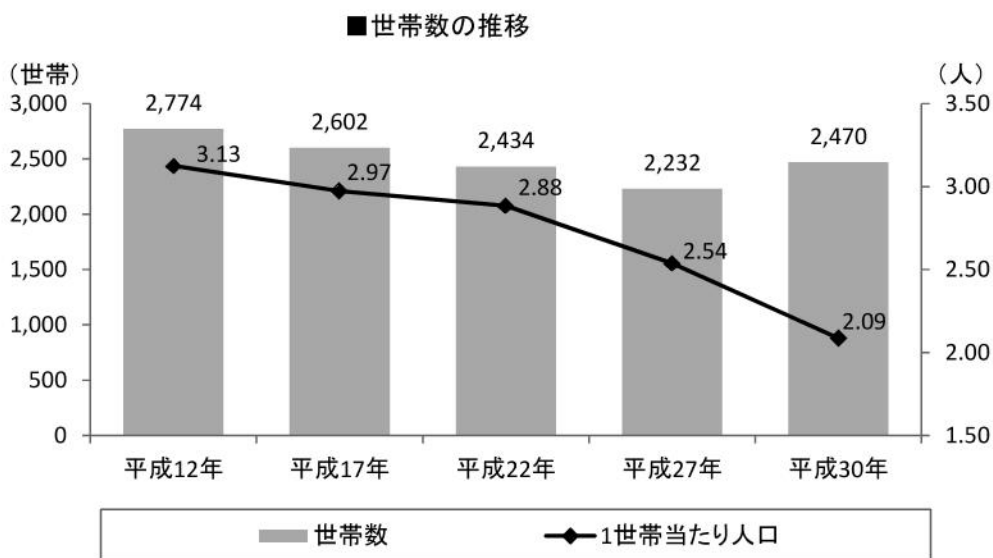


資料:国勢調査、平成30年「奈良県推計人口年報」(各年10月1日)

2. 世帯の状況

(1) 世帯の推移

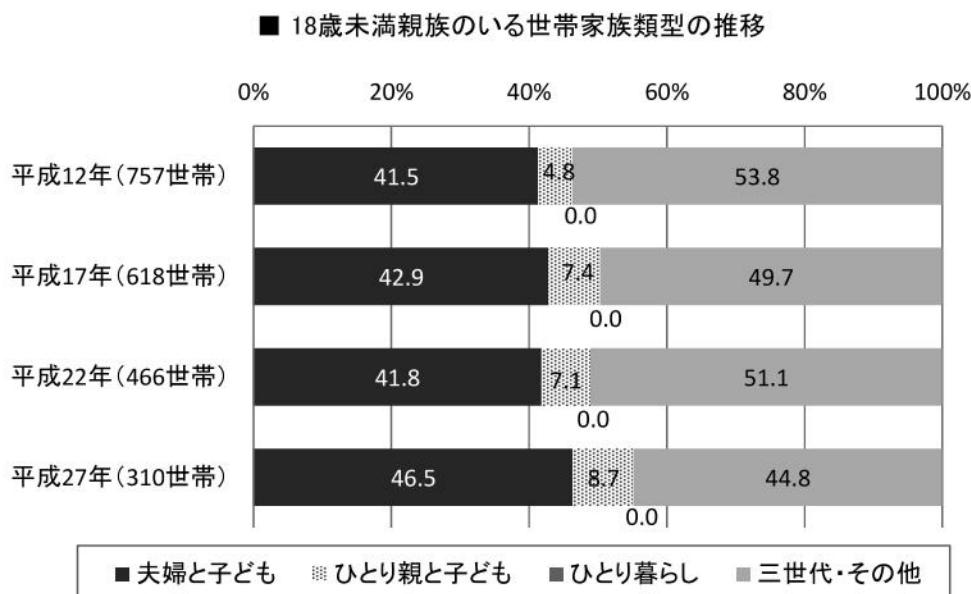
本町の世帯数は平成27年まで減少傾向で推移していましたが、平成30年に増加に転じ、2,470世帯となっています。また、1世帯あたり人員数は減少傾向で推移し、平成30年に2.09人となっています。



資料：国勢調査、平成30年「奈良県推計人口年報」(各年10月1日)

(2) 18歳未満親族のいる世帯家族類型の推移

本町の18歳未満親族のいる世帯家族類型の割合の推移をみると、「夫婦と子ども」「ひとり親と子ども」については平成22年から平成27年にかけて割合が上昇し、平成27年にはそれぞれ46.5%、8.7%となっています。

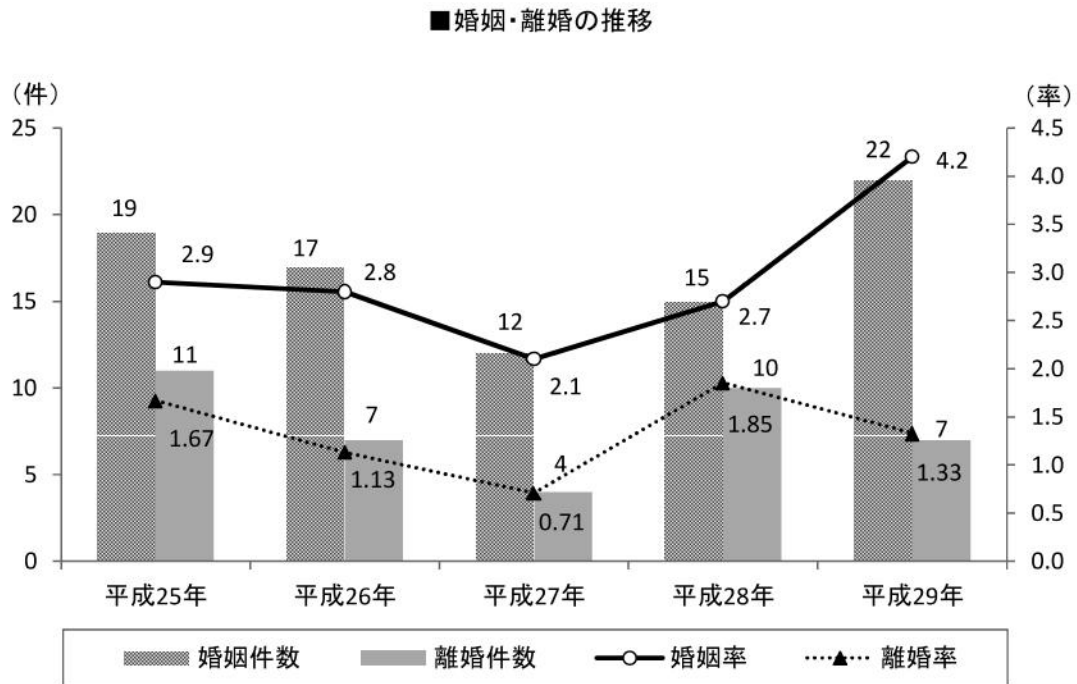


資料：国勢調査

3. 婚姻の状況

(1) 婚姻・離婚の推移

本町の近年の婚姻件数の推移をみると減少から増加を経て平成29年に22件となっています。また、離婚件数は増減を経て、平成29年に7件となっています。

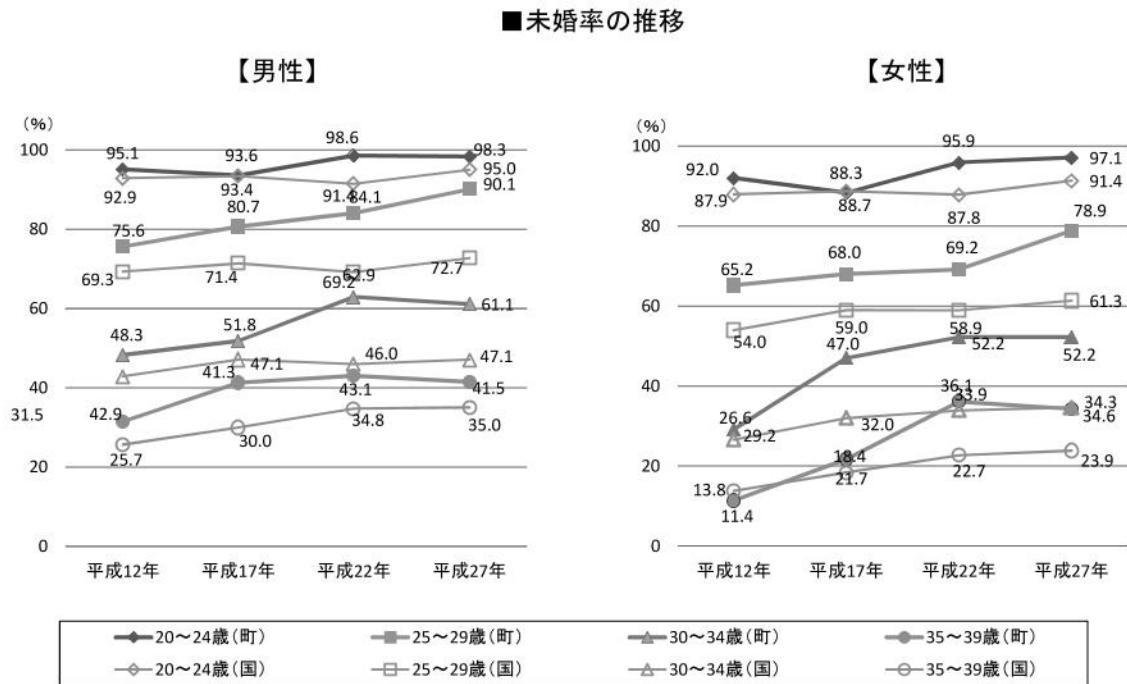


		平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
婚 姻	婚姻件数	19	17	12	15	22
	婚姻率 (%)	2.9	2.8	2.1	2.7	4.2
離 婚	離婚件数	11	7	4	10	7
	離婚率 (%)	1.67	1.13	0.71	1.85	1.33

資料：奈良県人口動態総覧

(2) 性別・年齢5歳階級別未婚率の推移

本町の性別・年齢5歳階級別未婚率について20歳から39歳の推移をみると、女性の未婚率が上昇傾向にあります。また、全国平均と比較すると未婚率が高くなっています。



(単位: %)

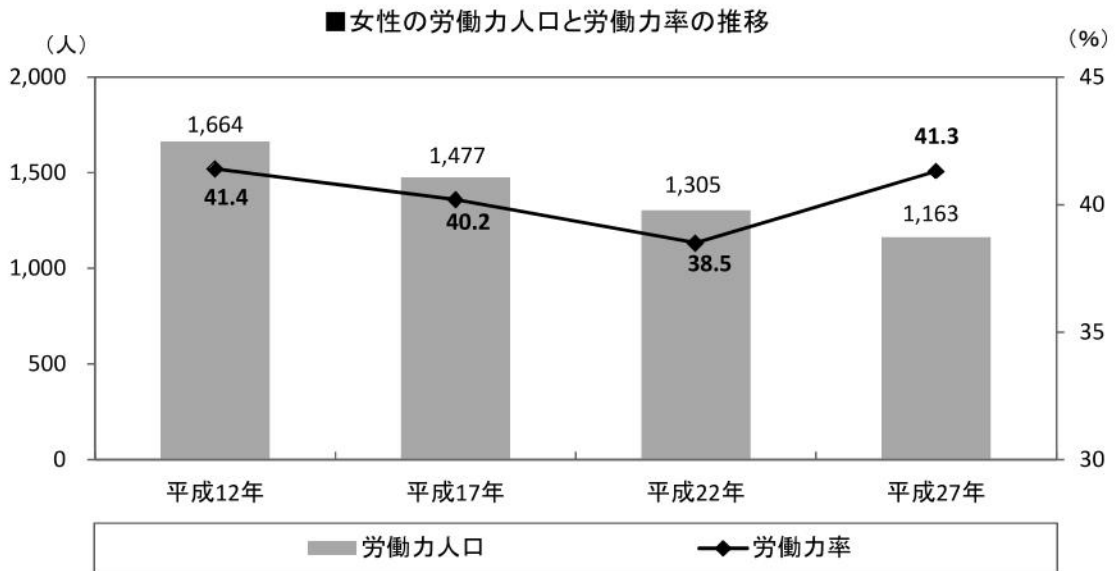
		下市町				全国			
		平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
男性	20～24 歳	95.1	93.6	98.6	98.3	92.9	93.4	91.4	95.0
	25～29 歳	75.6	80.7	84.1	90.1	69.3	71.4	69.2	72.7
	30～34 歳	48.3	51.8	62.9	61.1	42.9	47.1	46.0	47.1
	35～39 歳	31.5	41.3	43.1	41.5	25.7	30.0	34.8	35.0
女性	20～24 歳	92.0	88.3	95.9	97.1	87.9	88.7	87.8	91.4
	25～29 歳	65.2	68.0	69.2	78.9	54.0	59.0	58.9	61.3
	30～34 歳	29.2	47.0	52.2	52.2	26.6	32.0	33.9	34.6
	35～39 歳	11.4	21.7	36.1	34.3	13.8	18.4	22.7	23.9

資料：国勢調査

4. 就労の状況

(1) 女性の就労状況

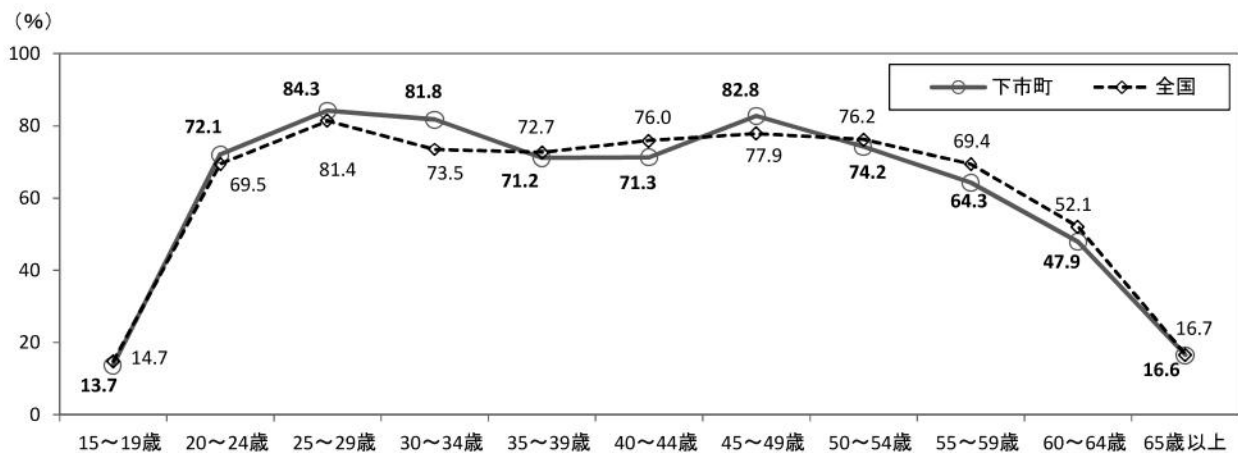
本町の女性の労働力人口は減少傾向で推移し、平成27年に1,163人となっています。女性の労働力率（15歳以上人口=労働力状態に対する労働力人口の割合）は平成12年より低下傾向にありましたが、平成27年に上昇に転じ41.3%となっています。



資料: 国勢調査

本町の女性の年齢階級別労働力率をみると、25～29歳でピークの84.3%、35歳～39歳では71.2%でM字の底となり、40歳以上から徐々に上昇し45～49歳で82.8%となっています。

■女性の年齢階級別就業率(平成27年)

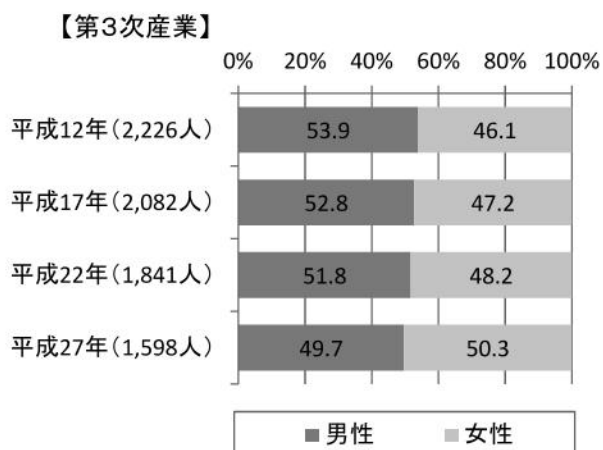
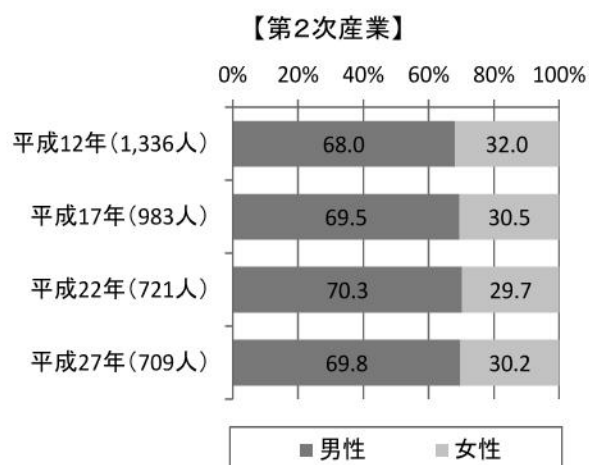
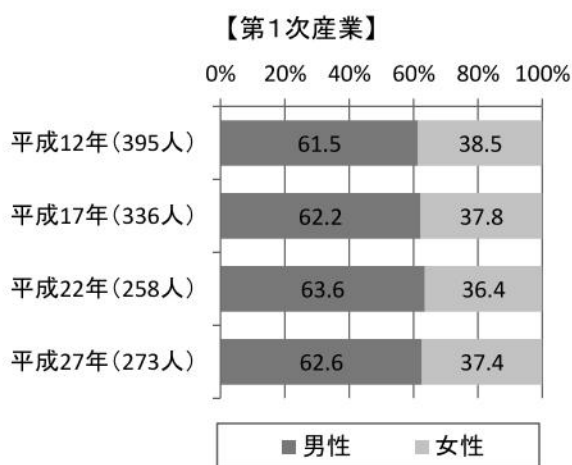
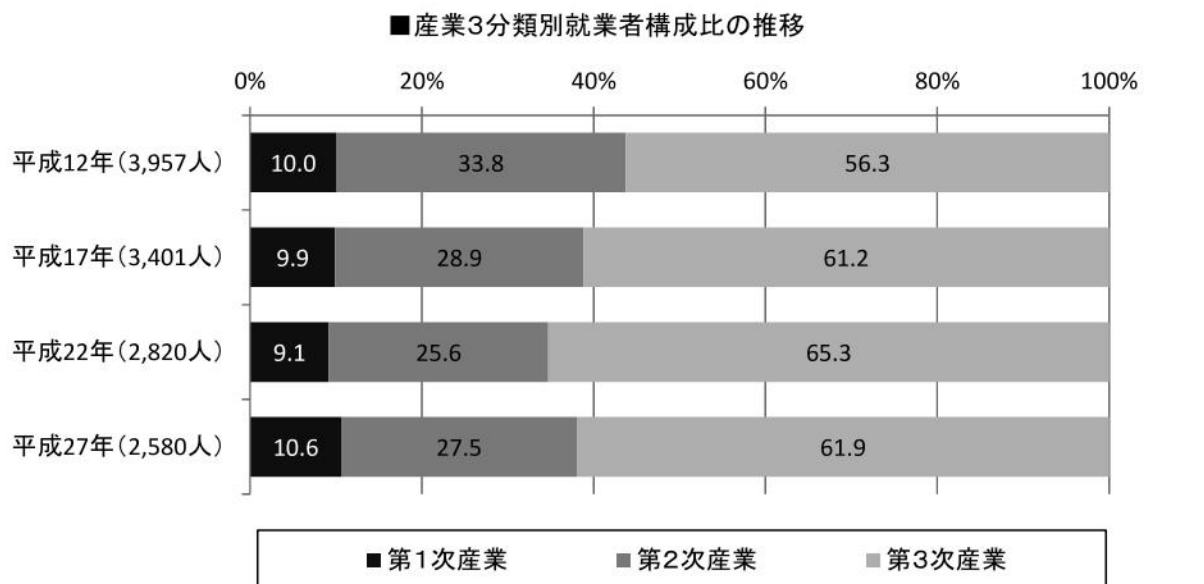


資料: 国勢調査

(2) 産業3分類別就業者構成比率の推移

本町の産業3分類別就業者構成比の推移をみると、第1次産業と第2次産業の就業者の割合は、平成22年まで低下傾向で推移してきましたが、平成27年に上昇に転じています。一方、第3次産業の就業者の割合は上昇傾向を経て平成27年に低下に転じています。

また男女比をみると、第1次産業と第2次産業では男性の割合が高いまま推移していますが、第3次産業では「女性」の比率が上昇し続け平成27年に女性の割合のほうが高くなっています。

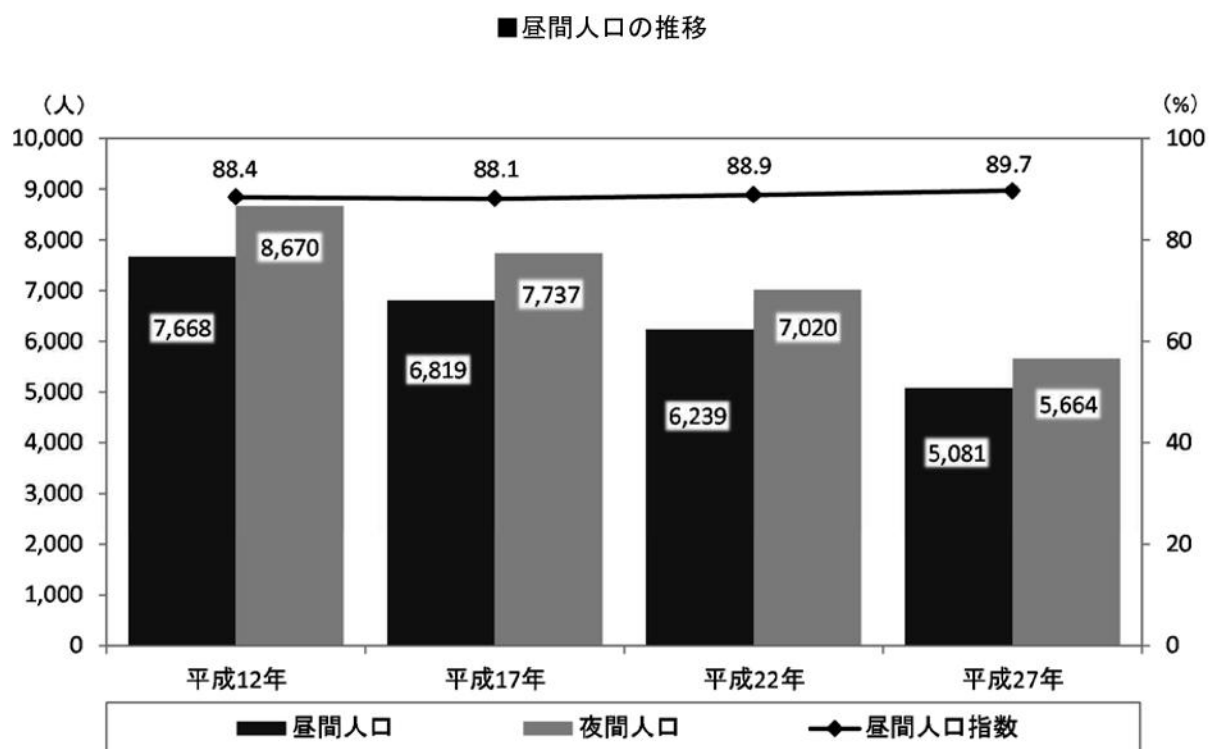


資料:住民福祉課 国勢調査より算出
※図表の()内は就業者数

(3) 昼夜間人口の推移

昼夜間人口の推移についてみると、昼間人口、夜間人口ともに平成12年以降減少傾向にあり、平成27年は、それぞれ5,081人、5,664人となっています。

昼間人口指数は、平成12年以降、88%台で推移してきましたが、平成27年はわずかに上昇し89.7%となっています。



	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
昼間人口	7,668 人	6,819 人	6,239 人	5,081 人
夜間人口	8,670 人	7,737 人	7,020 人	5,664 人
昼間人口指数	88.40%	88.10%	88.9%	89.7%

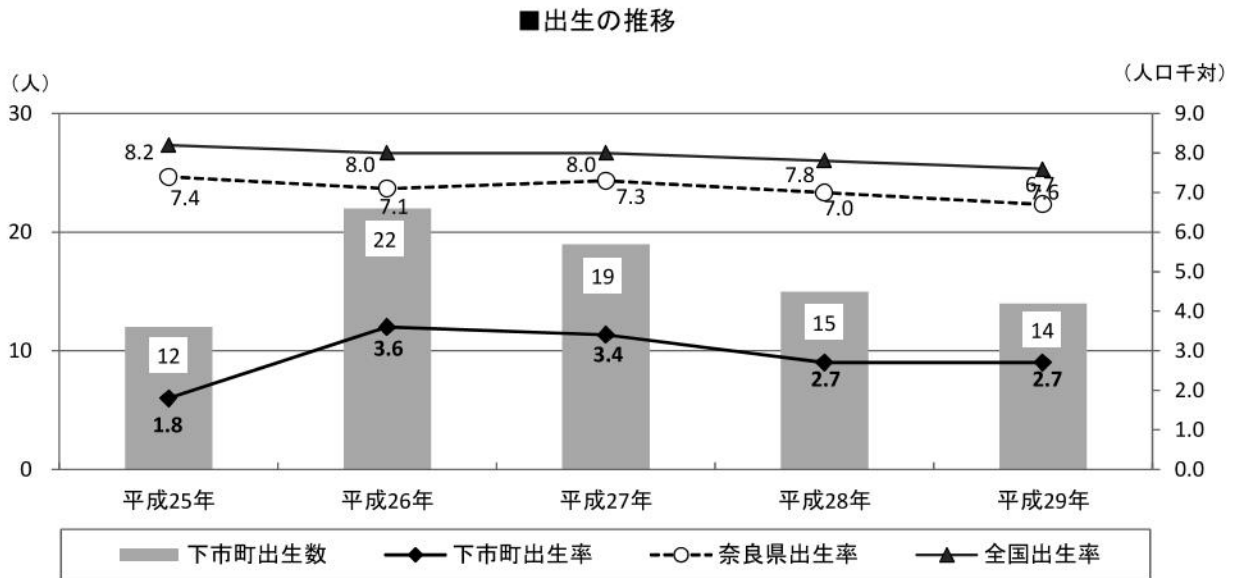
資料: 国勢調査

注) 昼間人口指数 = (昼間人口 / 夜間人口) × 100

5. 出生の状況

(1) 出生の状況

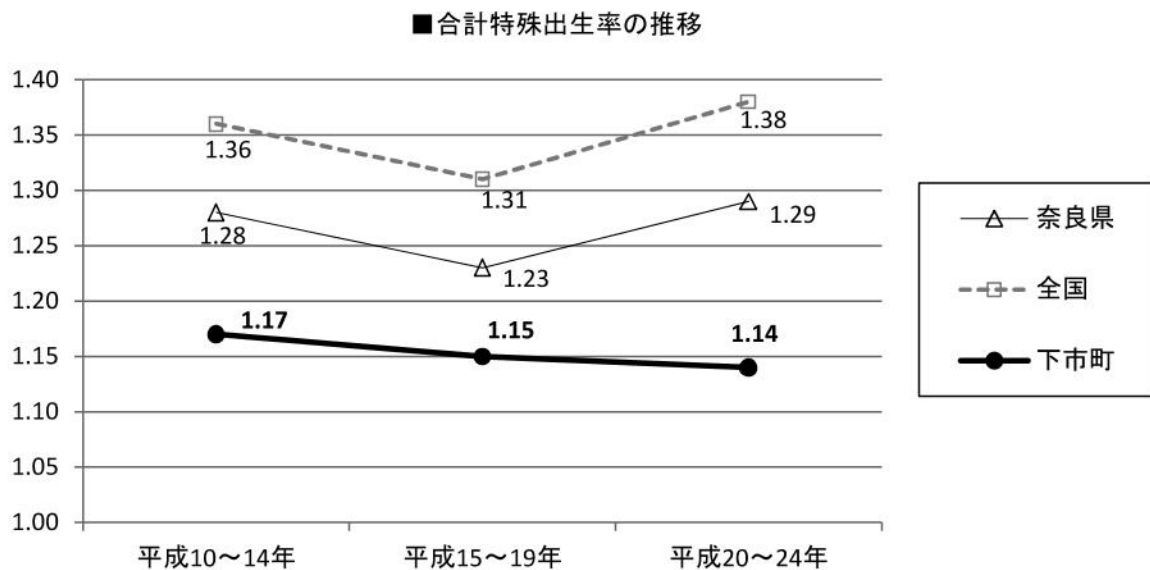
本町の近年の出生数は減少傾向で推移しており、平成29年に14人となっています。出生率は国や県よりも低い値で推移し、平成29年に2.7となっています。



資料：人口動態統計、奈良県人口動態総覧

(2) 合計特殊出生率の推移

本町の合計特殊出生率は低下傾向にあり、平成20年～24年のベイズ推定値では1.14となっています。国や県に比べて低い値で推移しています。



資料：人口動態統計

6. 保育・教育の状況

(1) 通常保育の利用状況

本町の通常保育の利用状況をみると、0～2歳児は横ばいから、平成30年度に23人と増加しています。3歳児以上は増減を経て平成30年度28人となっています。また、実施か所数は若干増え6か所となっています。

■保育所利用者数・実施か所数の推移

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
0～2 歳児・利用者数(人)	19	19	20	19	23
3 歳児以上・利用者数(人)	29	31	32	35	28
実施か所数(か所)	4	4	4	5	6

資料：健康福祉課
※町外 広域入所を含む

(2) 延長保育の利用状況

延長保育の利用状況については、ここ数年間、減少傾向を経て平成30年度で1人となっています。また、実施か所数は1か所となっています。

■延長保育の実施状況

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実利用人数(人)(年間平均数)	7	2	1	2	1
実施か所数(か所)	1	1	1	1	1

資料：健康福祉課

(3) 幼稚園の利用状況

幼稚園の利用状況についてみると、町内の入園児童数は平成26年度以降、増減を経て、平成30年度の利用実績は33人となっています。また、施設数は1か所となっています。

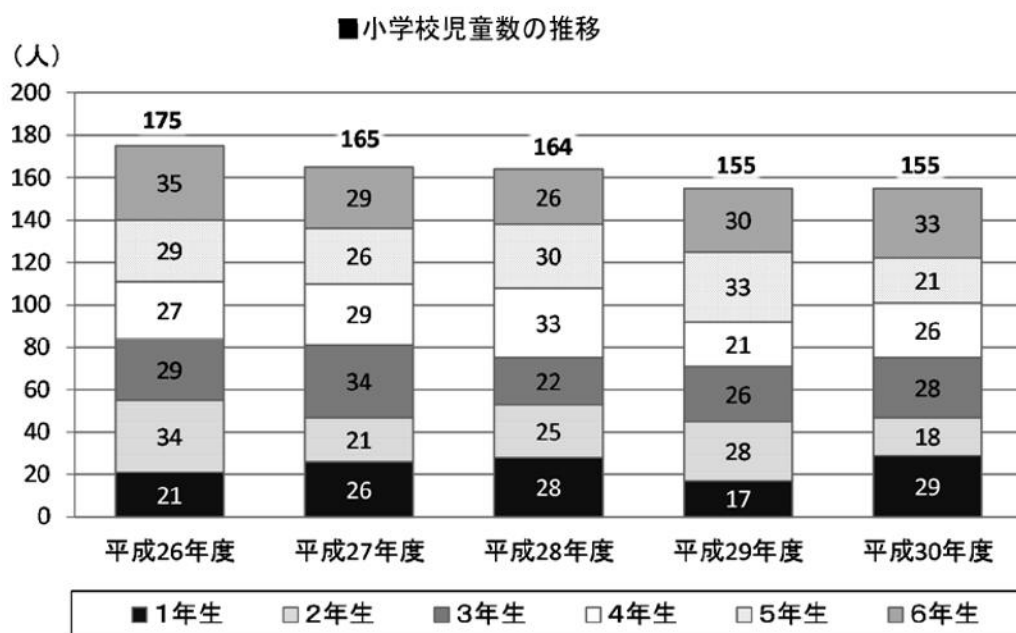
■幼稚園利用状況の推移

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
町内入園児童数(人)	36	34	28	27	33
施設数(か所)	1	1	1	1	1

資料：学校基本調査

(4) 小学校の状況

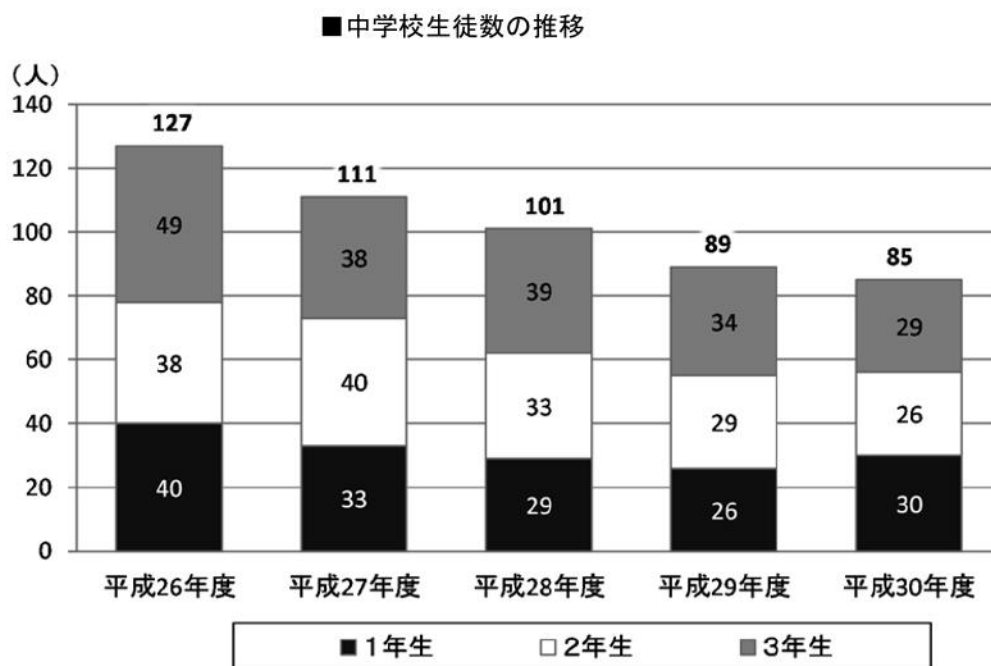
本町の小学校児童数の推移についてみると、平成26年度以降、減少傾向にあり、平成30年度は155人となっています。



資料: 学校基本調査

(5) 中学校の状況

本町の中学校生徒数の推移についてみると、平成26年度以降減少傾向にあり、平成30年度は85人となっています。



資料: 学校基本調査

(6) 地域子育て支援センター事業の利用状況

■地域子育て支援センター事業・利用状況の推移

		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
施設数(か所)		1	1	1	1	1
相談件数	電話相談(件)	0	0	0	0	0
相談件数	来所・出張相談(件)	78	30	12	0	0
利用人数(年間延べ人数)		3,616	3,288	2,801	2,013	1,453

※平成24年から社会福祉協議会に委託

資料: 社会福祉協議会・健康福祉課

(7) 放課後児童健全育成事業の利用状況

■放課後児童健全育成事業・利用状況の推移

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
登録児童数	46	48	59	53	59
実利用人数	28	33	46	43	47
実施か所数	1	1	1	1	1

資料: 健康福祉課

(8) 母子保健事業の状況

①乳幼児健康診査

■健康診査の実施状況

(単位:人、%)

		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
3 か月児 健康診査	対象者	17	19	20	11	18
	受診者	17	19	19	11	17
	受診率	100	100	95	100	94.4
1 歳 6 か月 児健康診査	対象者	17	13	25	19	15
	受診者	15	13	23	17	14
	受診率	88.2	100	92	89.5	93.3
3 歳児 健康診査	対象者	22	22	18	17	25
	受診者	21	21	17	17	24
	受診率	95.5	95.5	94.4	100	96

資料: 健康福祉課

②訪問指導

■訪問指導の実施状況

(単位:人)

		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
妊産婦	実人数	21	20	26	27	30
	延べ人数	22	20	29	27	30
新生児	実人数	3	5	5	1	4
	延べ人数	3	5	5	1	4
低出生児	実人数	0	1	0	0	2
	延べ人数	0	1	0	0	2

資料: 健康福祉課

7. ニーズ調査結果の概要

(1) 調査の実施概要

本町では、本計画の策定に係る基礎資料として、就学前児童・小学生の保護者の方を対象に子育て状況、教育・保育ニーズ、子育て支援サービスの利用状況等を把握するために「子ども・子育て支援事業計画にかかるニーズ調査」を実施しました。

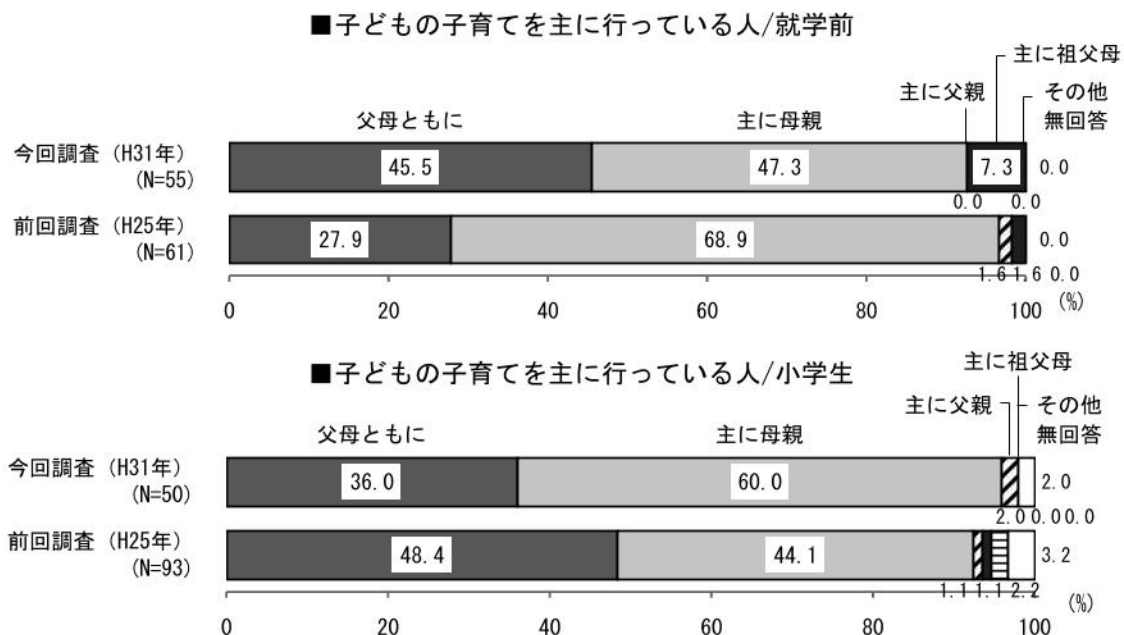
■実施要領

調査対象	配布数	回収数	回収率	調査期間	調査方法
町内在住 就学前のお子さんがおられるご家庭	90人 (無作為抽出)	55人	61.1%	平成30年 12月26日～ 平成31年 1月25日	郵送配布 ・郵送回収
町内在住 小学生のお子さんがおられるご家庭	120人 (無作為抽出)	50人	41.7%	平成30年 12月26日～ 平成31年 1月25日	郵送配布 ・郵送回収

(2) 調査結果の概要

①子どもの子育て（教育含む）を主に行っている人

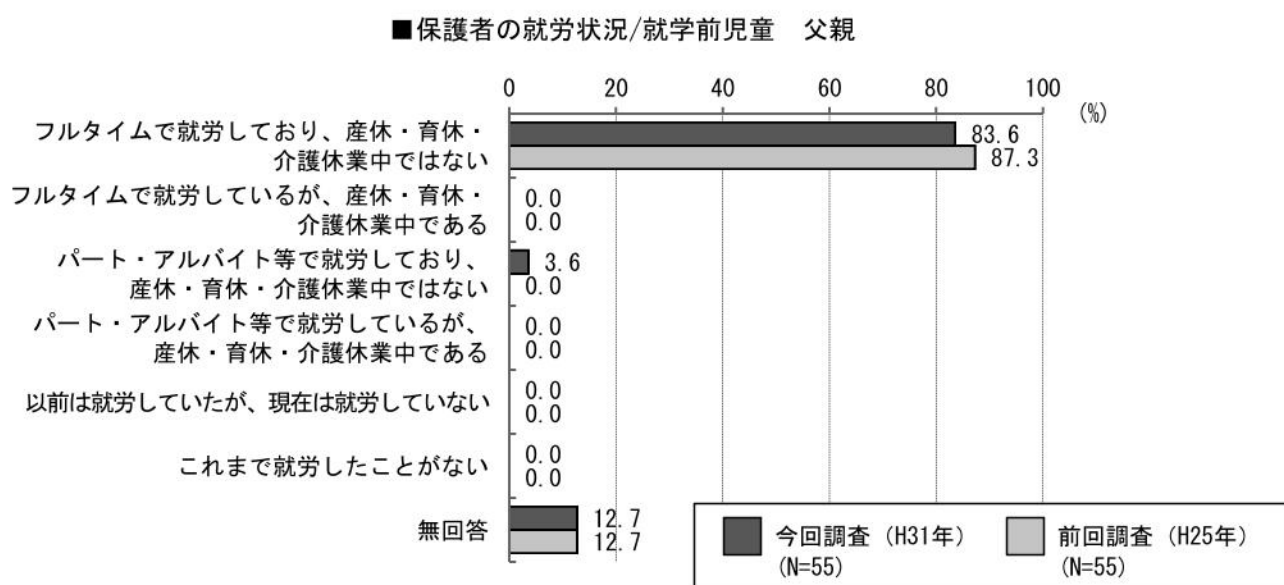
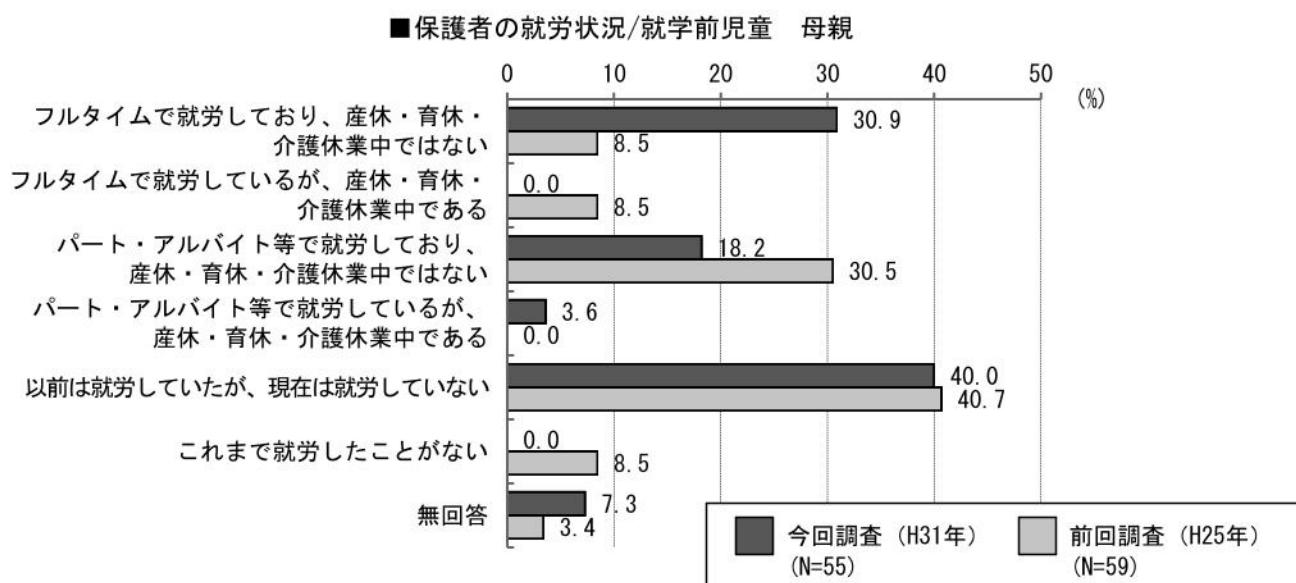
子どもの子育て（教育含む）に日常的に関わっている人・施設は、就学前調査では「主に母親」が47.3%、「父母ともに」が45.5%で、前回調査に比べて「父母ともに」が大きく上昇しています。小学生調査では、「主に母親」が60.0%、「父母ともに」が36.0%で、前回調査に比べて「主に母親」が上昇しています。



②保護者の就労状況

就学前児童の母親の就労状況は、母親の就労状況は、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が40.0%と最も多く、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が30.9%、「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が18.2%となっています。就労している母親（休業中含む）は合計52.7%で、前回調査に比べて、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が上昇しています。

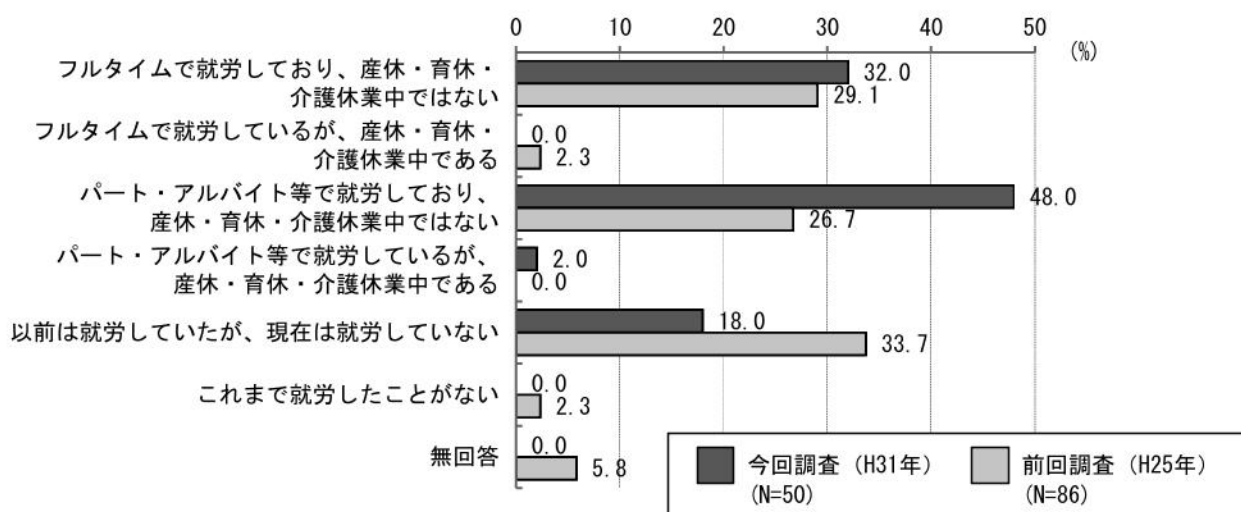
父親は、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が83.6%となっています。



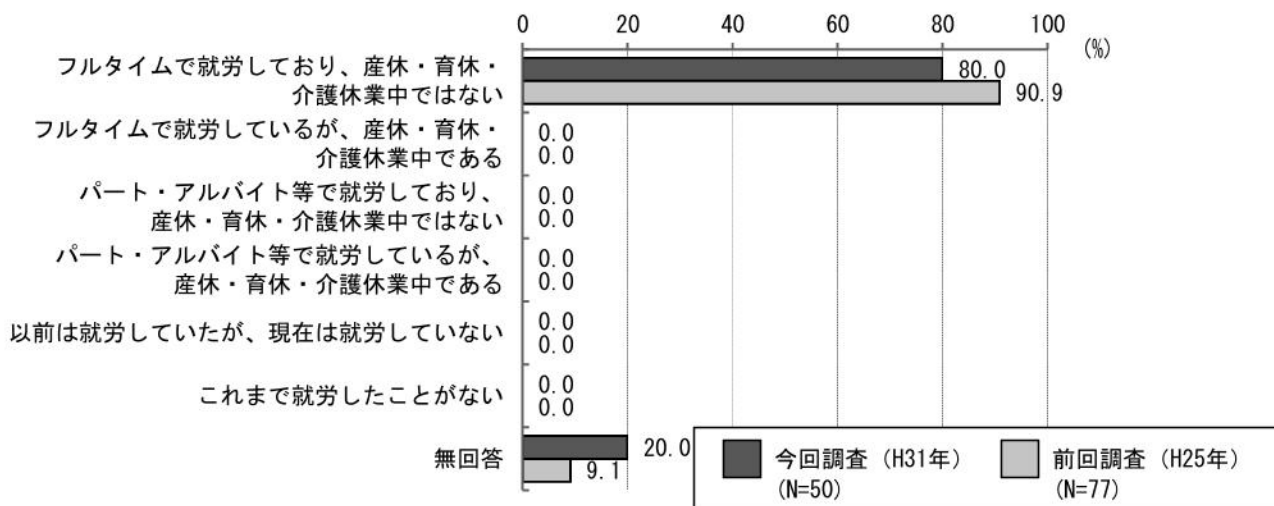
小学生の母親の就労状況は、「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が 48.0%と最も多く、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が 32.0%となっています。就労している母親（休業中含む）は合計 82.0%で、前回調査に比べ「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が大きく上昇し、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が低下しています。

父親は、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が 80.0%となっています。

■就労状況/小学生 母親



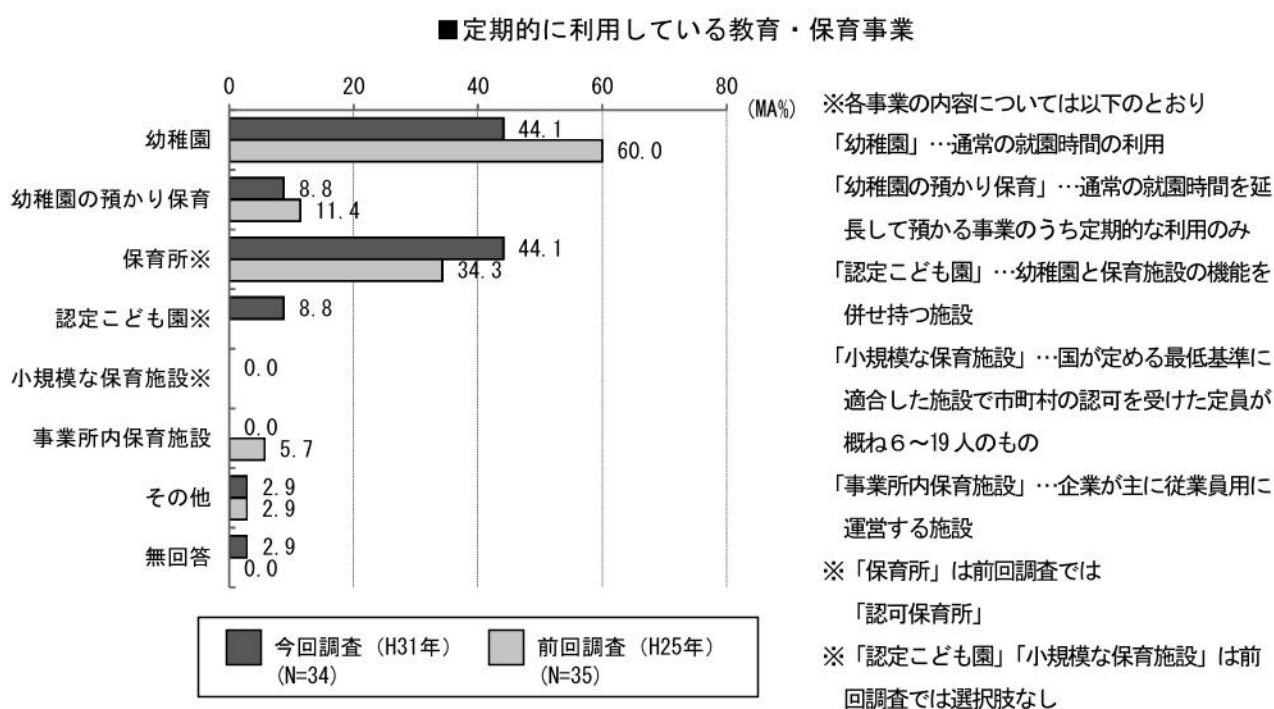
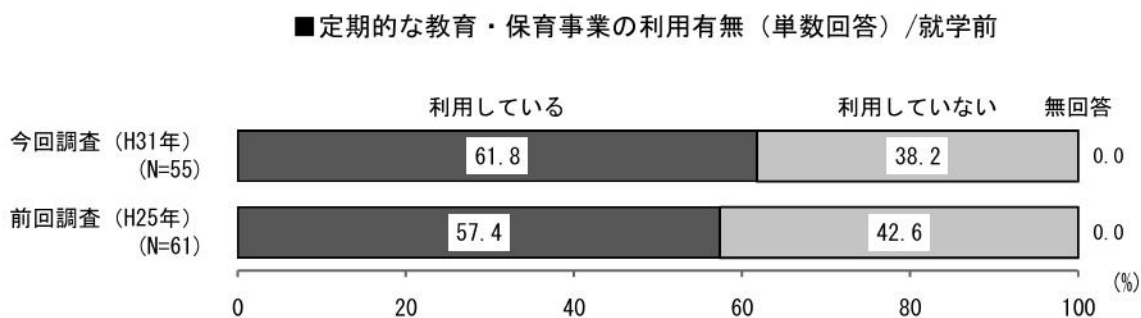
■就労状況/小学生 父親



③定期的な教育・保育事業の利用有無

就学前児童調査における定期的な教育・保育事業の利用有無については、「利用している」人が61.8%で、前回調査に比べて4.4ポイント増加しています。

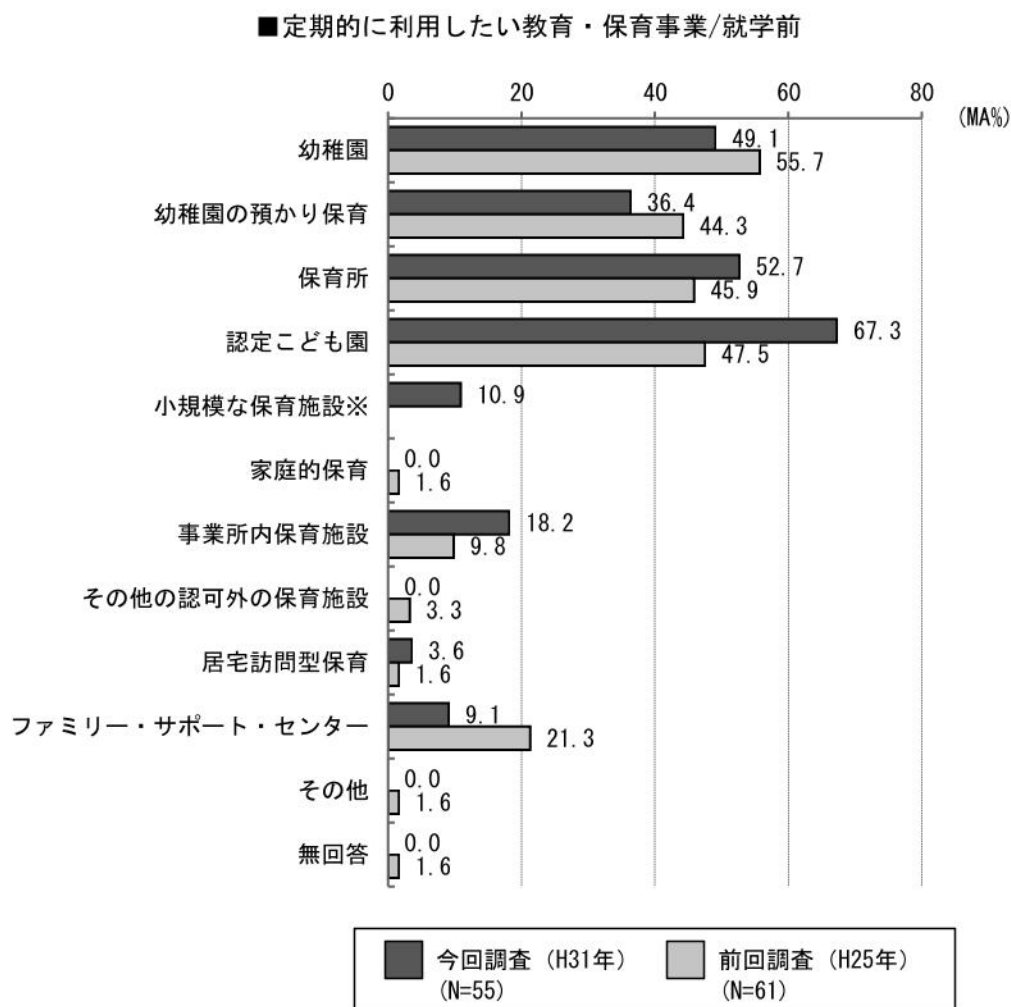
幼稚園・保育所等を「利用している」方が利用している事業は、「幼稚園」「保育所」がともに44.1%と同率で高くなっています。前回調査に比べて、「保育所」、「認定こども園」が上昇し、「幼稚園」が低下しています。



④定期的に利用したい教育・保育事業（複数回答）

平日に定期的に利用したい教育・保育事業は、「認定こども園」が67.3%、「保育所」が52.7%、「幼稚園」が49.1%となっています。

前回調査に比べて、「認定こども園」が上昇し、「ファミリー・サポート・センター」が低下しています。



「家庭的保育」…保育者の居宅などで行われる小規模保育（保育ママ）

「居宅訪問型保育」…利用者の自宅などで乳幼児を保育するもの（ベビーシッター）

「ファミリー・サポート・センター」…依頼会員と提供会員の信頼関係のもと、子どもを預かる有償の相互援助活動

※「小規模な保育施設」は前回調査では選択肢なし

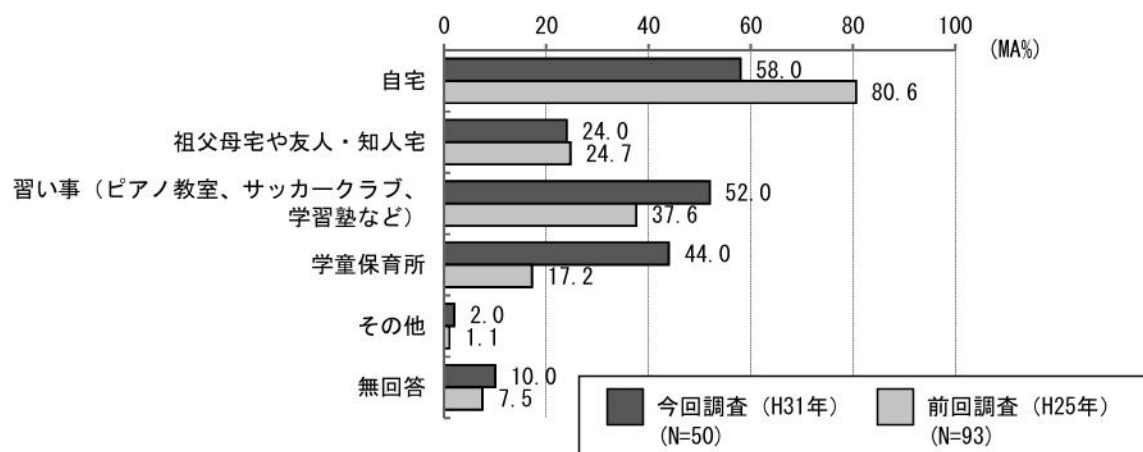
⑤放課後の過ごし方

1) 低学年の間、希望する放課後の過ごし方（複数回答）

小学校低学年（1～3年生）時に放課後を過ごさせたい場所は、「自宅」が 58.0%、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が 52.0%、「学童保育所」が 44.0%となっています。

前回調査に比べて、「学童保育所」、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が上昇し、「自宅」が低下しています。

■放課後に過ごさせたい場所／小学生（低学年の間）

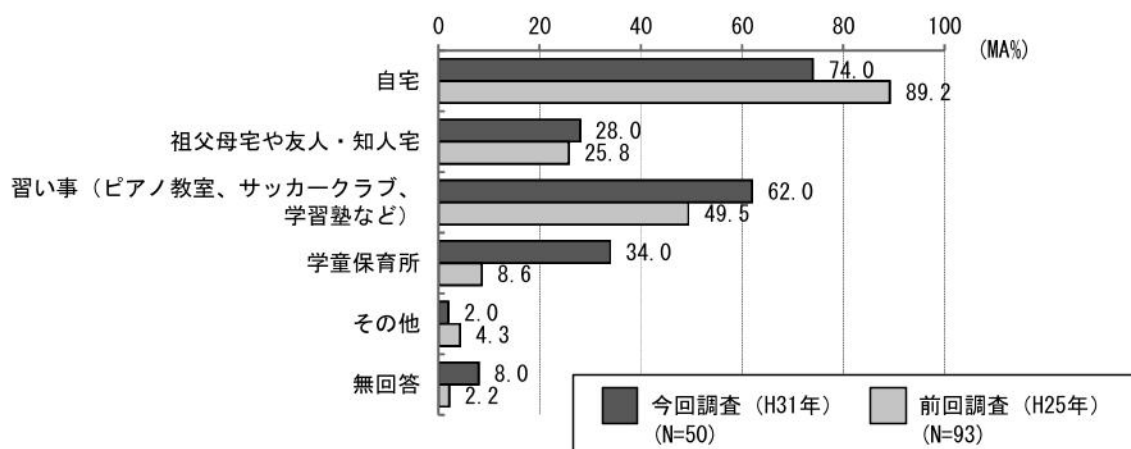


2) 高学年の間、希望する放課後の過ごし方（複数回答）

小学校高学年（4～6年生）時に放課後を過ごさせたい場所は、「自宅」が 74.0%、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が 62.0%、「学童保育所」が 34.0%となっています。

前回調査に比べて、「学童保育所」、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」上昇し、「自宅」が低下しています。

■放課後に過ごさせたい場所／小学生（高学年の間）



※「学童保育所」…保護者が就労等により昼間家庭にいない場合などに、指導員の下、子どもの生活の場を提供するものです。

⑥子育てに関する悩み、気になること（複数回答）

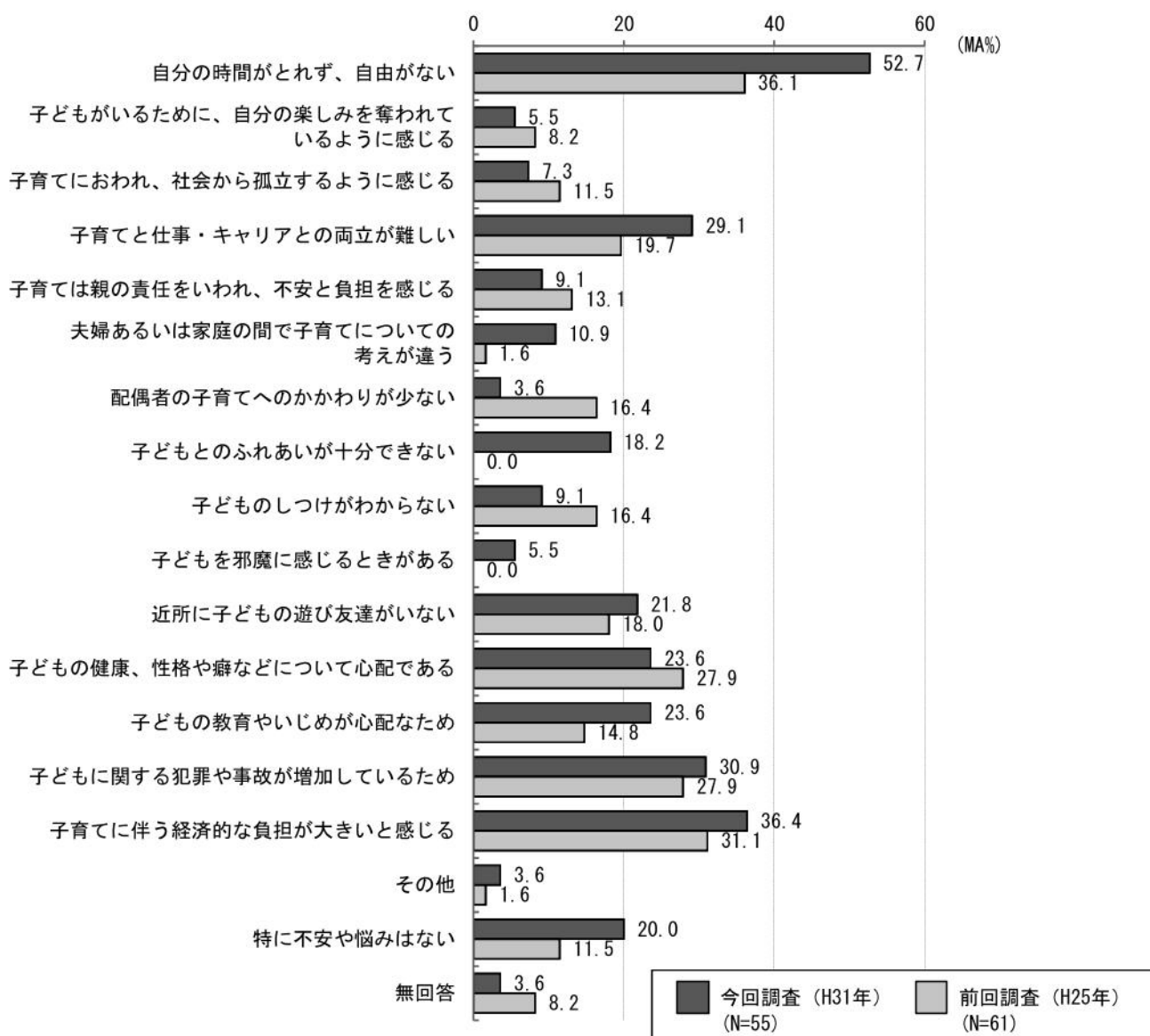
就学前の保護者が、子育てをする上でもっている不安や負担、悩みは、「自分の時間がとれず、自由がない」が52.7%、「子育てに伴う経済的な負担が大きいと感じる」が36.4%となっています。

前回調査に比べて、「自分の時間がとれず、自由がない」、「子育てと仕事・キャリアとの両立が難しい」が上昇し、「配偶者の子育てへのかわりが少ない」は低下しています。

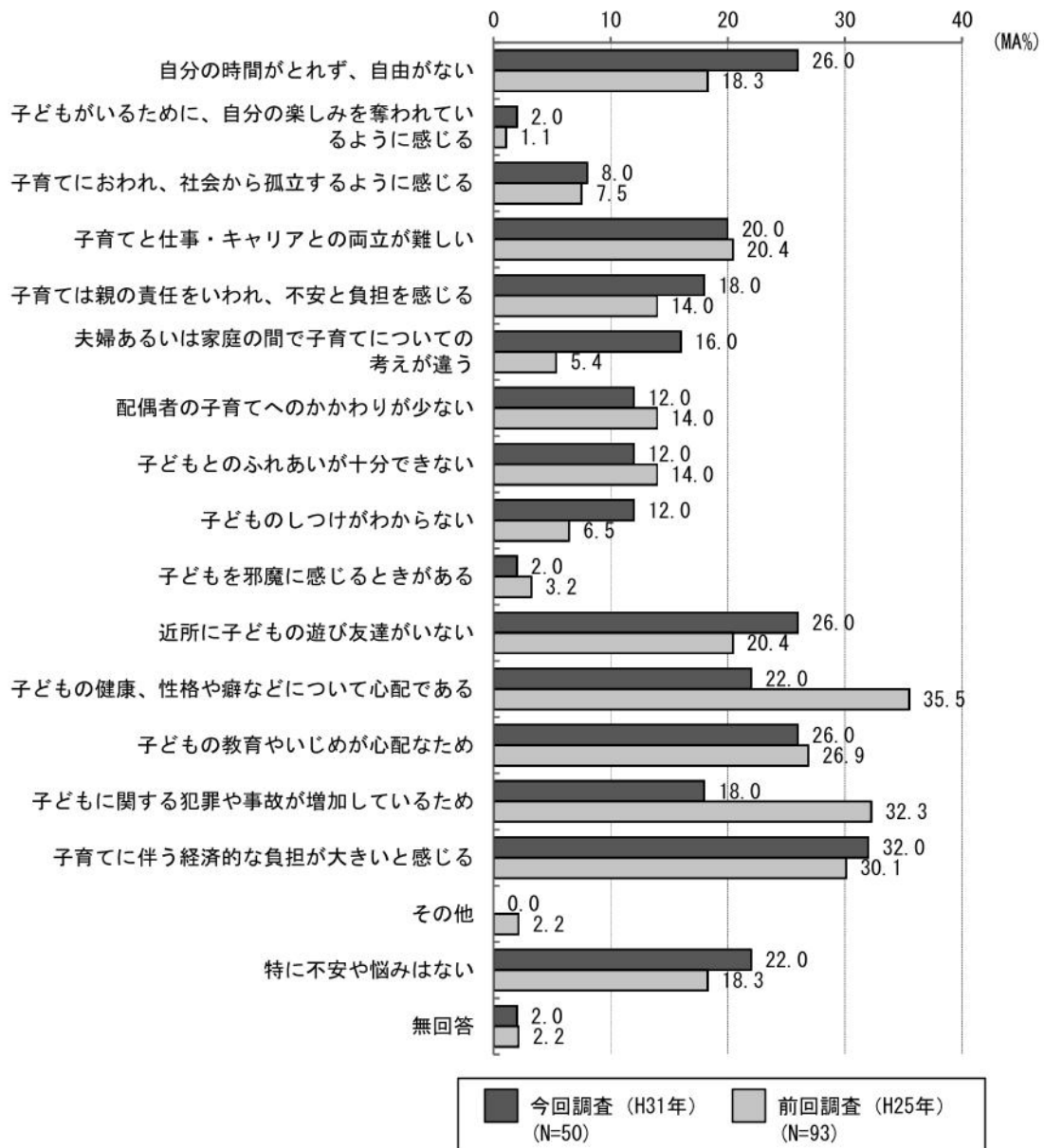
また、小学生の保護者が、子育てをする上でもっている不安や負担、悩みは、「子育てに伴う経済的な負担が大きいと感じる」が32.0%、「自分の時間がとれず、自由がない」「近所に子どもの遊び友達がいない」「子どもの教育やいじめが心配なため」がそれぞれ26.0%となっています。

前回調査に比べて、「夫婦あるいは家庭の間で子育てについての考えが違う」が上昇し、「子どもに関する犯罪や事故が増加しているため」、「子どもの健康、性格や癖などについて心配である」が低下しています。

■子育てする上での不安・悩み／就学前



■子育てする上での不安・悩み/小学生

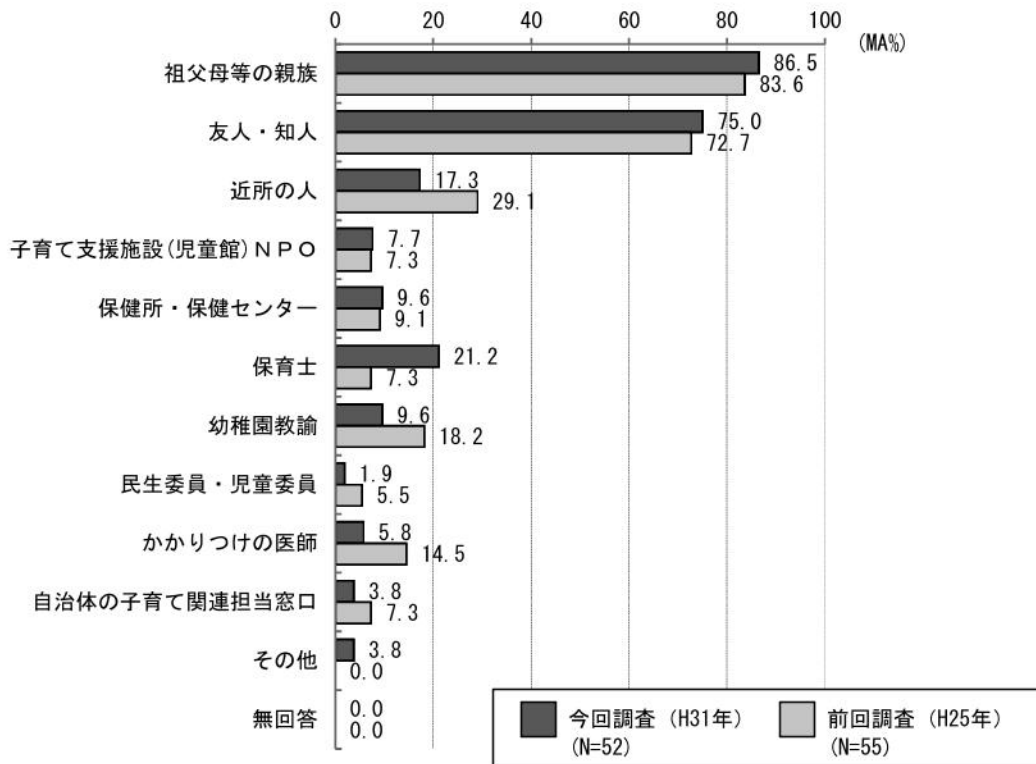


⑦子育てに関する悩みや不安の相談先（複数回答）

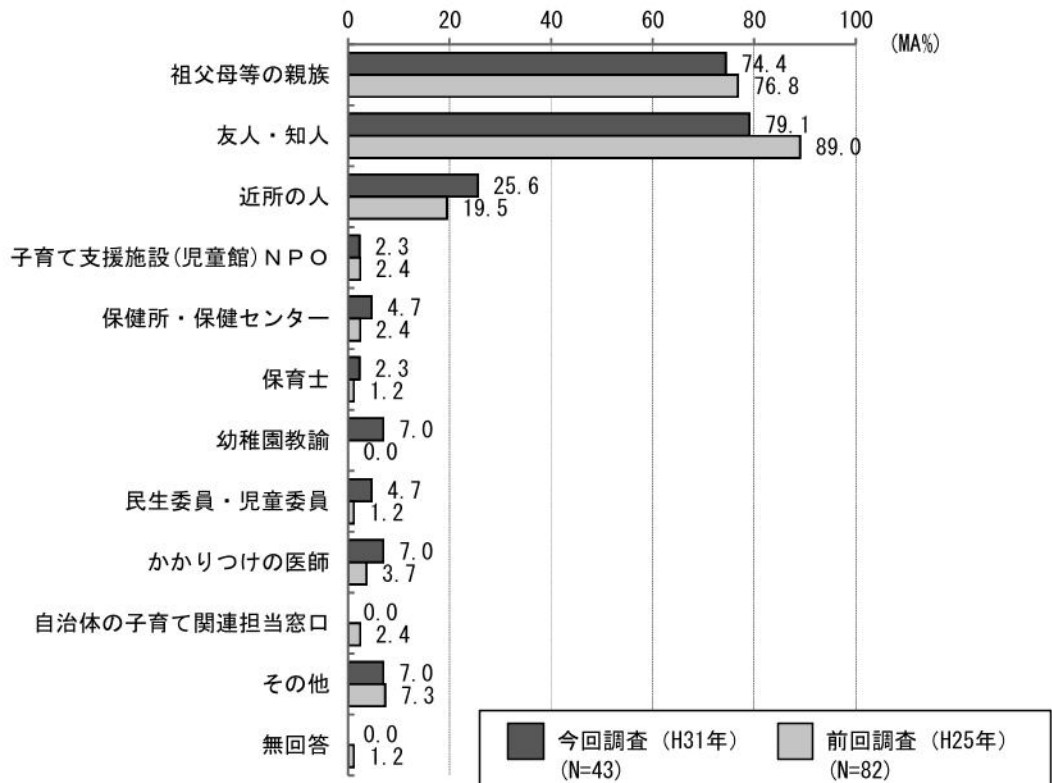
子育てに関する悩みや不安の相談先については、就学前の保護者では「祖父母等の親族」が86.5%、「友人・知人」が75.0%などとなっています。

また、小学生の保護者の相談先は、「友人・知人」が79.1%、「祖父母等の親族」が74.4%などとなっています。

■子育てに関する悩みや不安の相談先/就学前



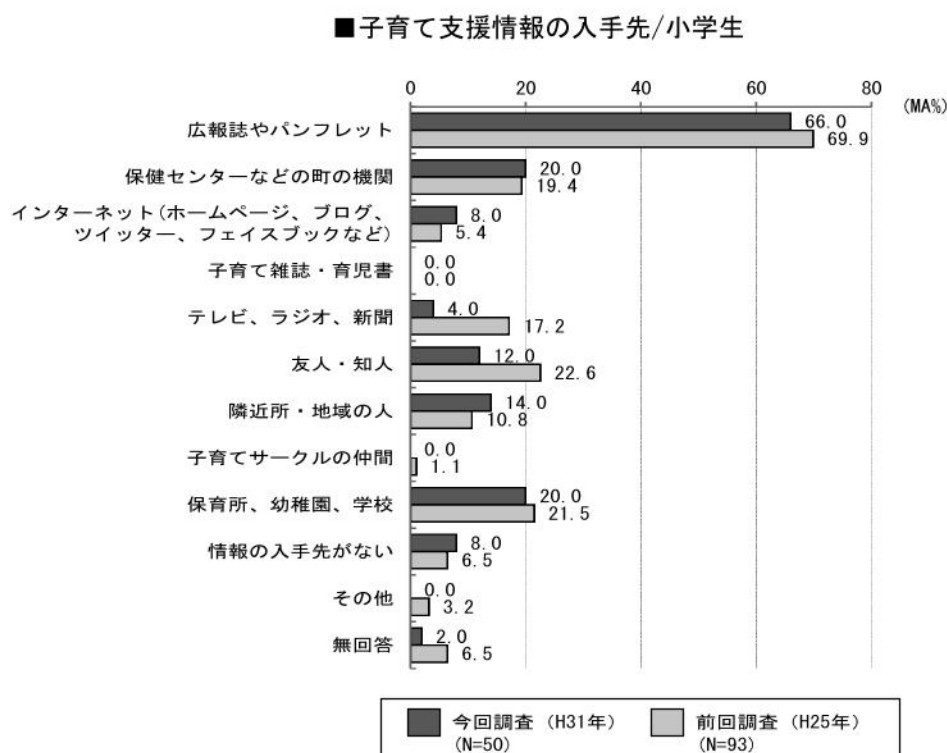
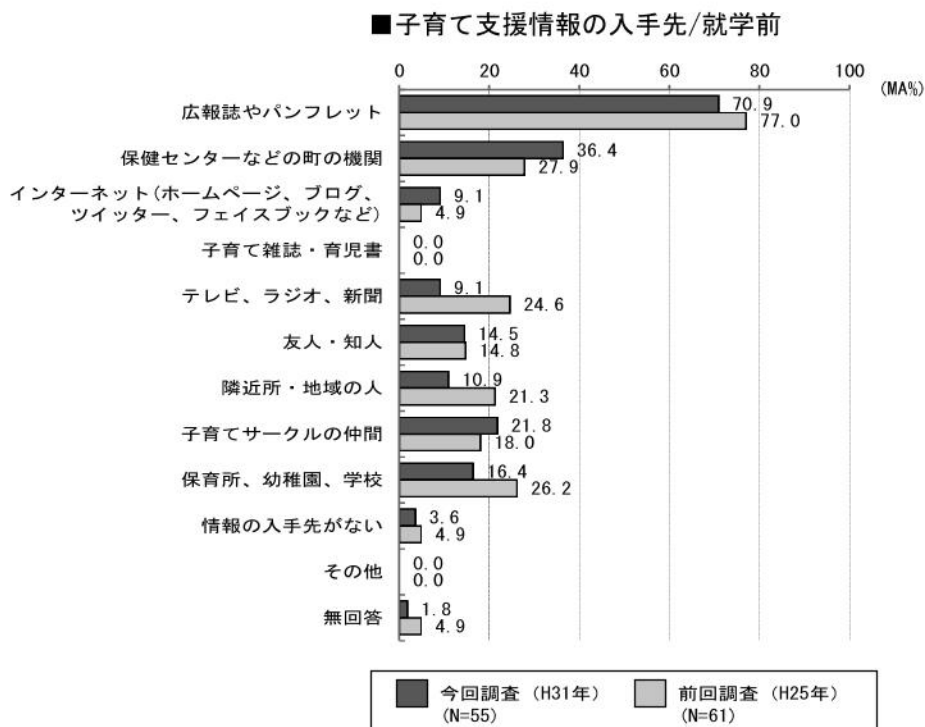
■子育てに関する悩みや不安の相談先/小学生



⑧子育て支援情報の入手先（複数回答）

町の子育て支援サービスについての情報の入手先について、就学前の保護者では、「広報誌やパンフレット」が70.9%、「保健センターなどの町の機関」が36.4%、「子育てサークルの仲間」が21.8%などとなっています。

また、小学生の保護者にたずねた情報の入手先は、「広報誌やパンフレット」が66.0%、「保健センターなどの町の機関」「保育所、幼稚園、学校」がそれぞれ20.0%などとなっています。

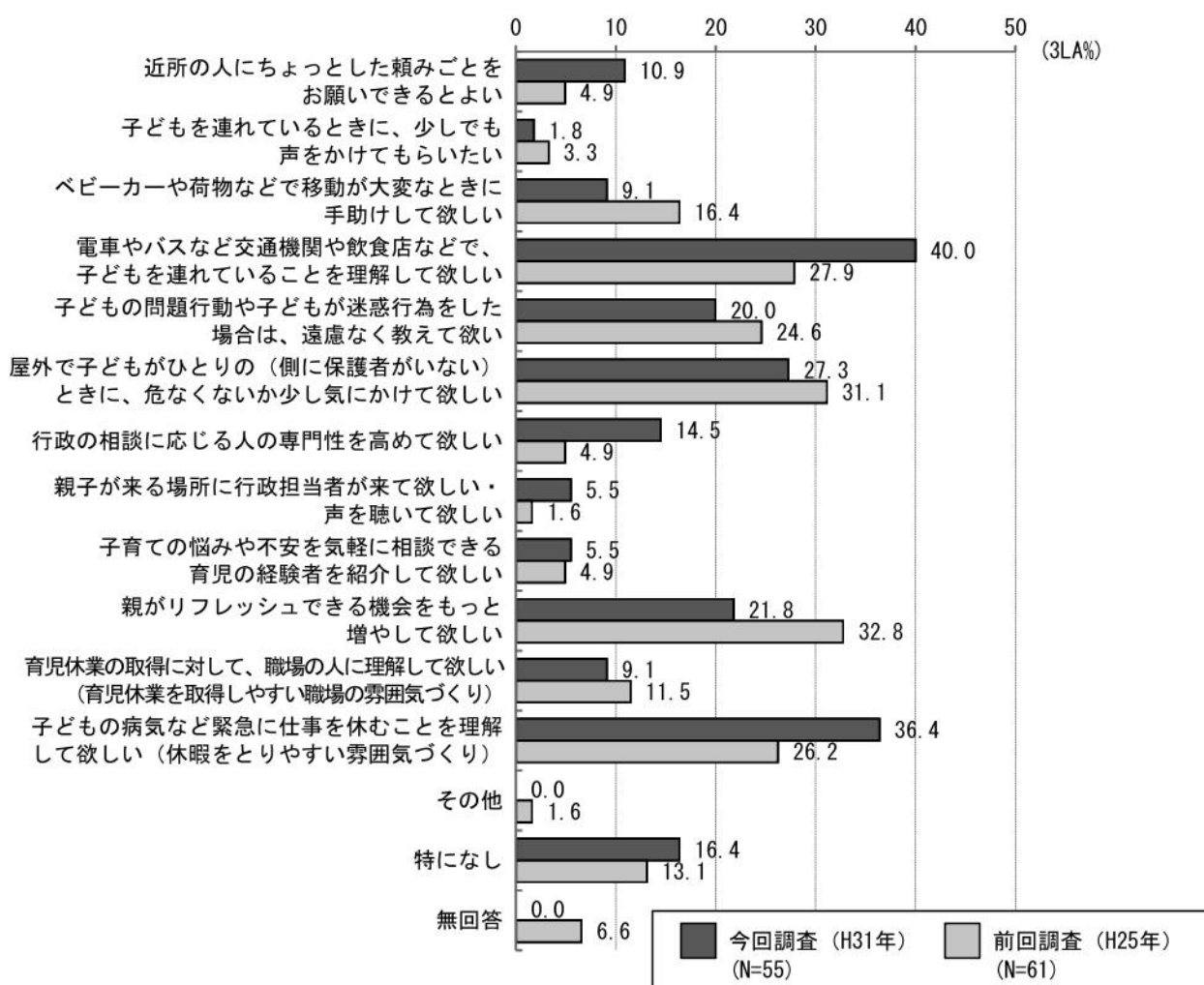


⑨子育てする上で欲しいサポート（複数回答）

就学前の子育てをする上であればよいサポートは、「電車やバスなど交通機関や飲食店などで、子どもを連れていることを理解して欲しい」が 40.0%、「子どもの病気など緊急に仕事を休むことを理解して欲しい（休暇をとりやすい雰囲気づくり）」が 36.4%などとなっています。

前回調査に比べて、「電車やバスなど交通機関や飲食店などで、子どもを連れていることを理解して欲しい」、「子どもの病気など緊急に仕事を休むことを理解して欲しい（休暇をとりやすい雰囲気づくり）」が約 10 ポイント上昇し、「親がリフレッシュできる機会をもっと増やして欲しい」が約 10 ポイント低下しています。

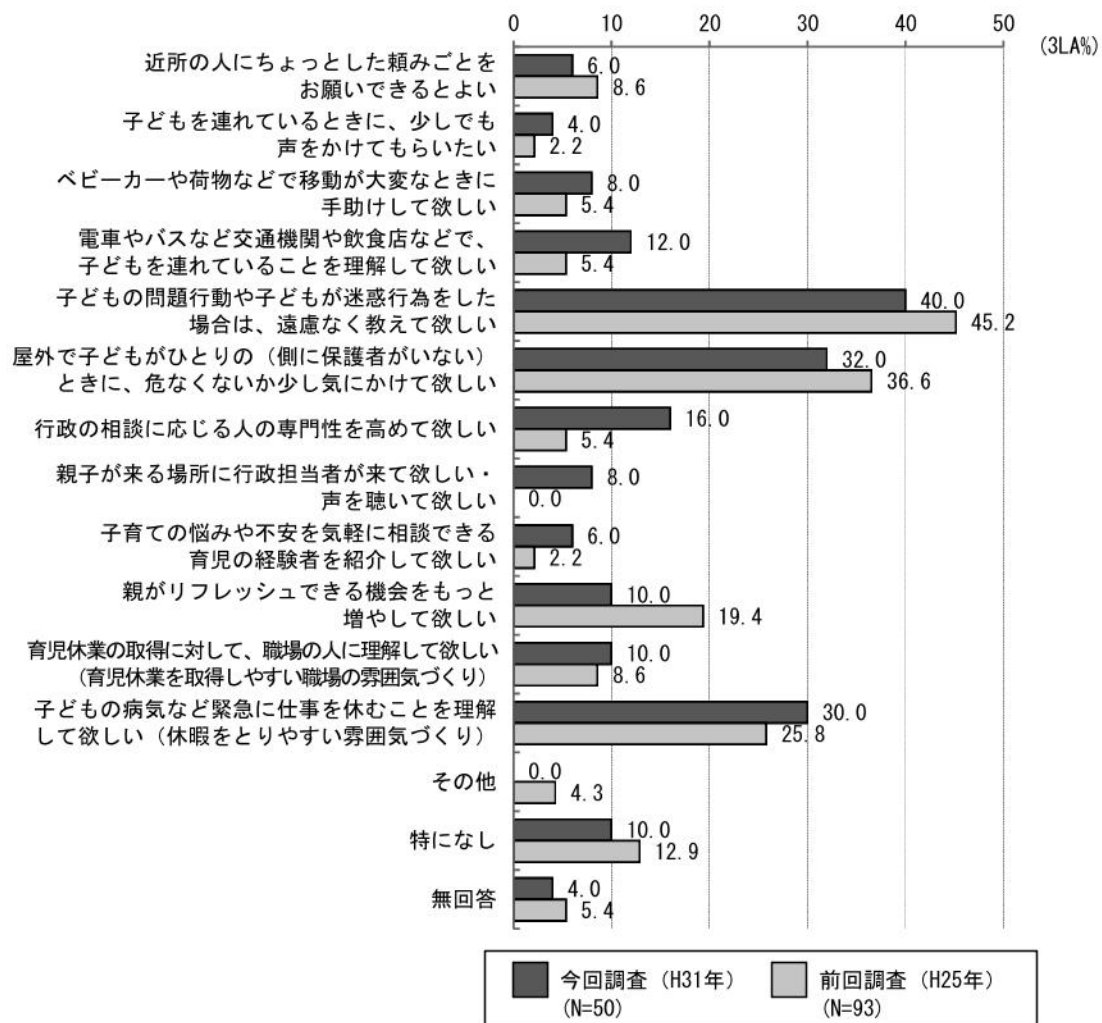
■子育てする上で欲しいサポート／就学前児童



小学生の子育てをする上であればよいサポートは、「子どもの問題行動や子どもが迷惑行為をした場合は、遠慮なく教えて欲しい」が40.0%、「屋外で子どもがひとりの（側に保護者がいない）ときに、危なくないか少し気にかけて欲しい」が32.0%、「子どもの病気など緊急に仕事を休むことを理解して欲しい（休暇をとりやすい雰囲気づくり）」が30.0%などとなっています。

前回調査に比べて、「行政の相談に応じる人の専門性を高めて欲しい」が約10ポイント上昇し、「親がリフレッシュできる機会をもっと増やして欲しい」が約10ポイント低下しています。

■子育てする上で欲しいサポート／小学生（N=93）

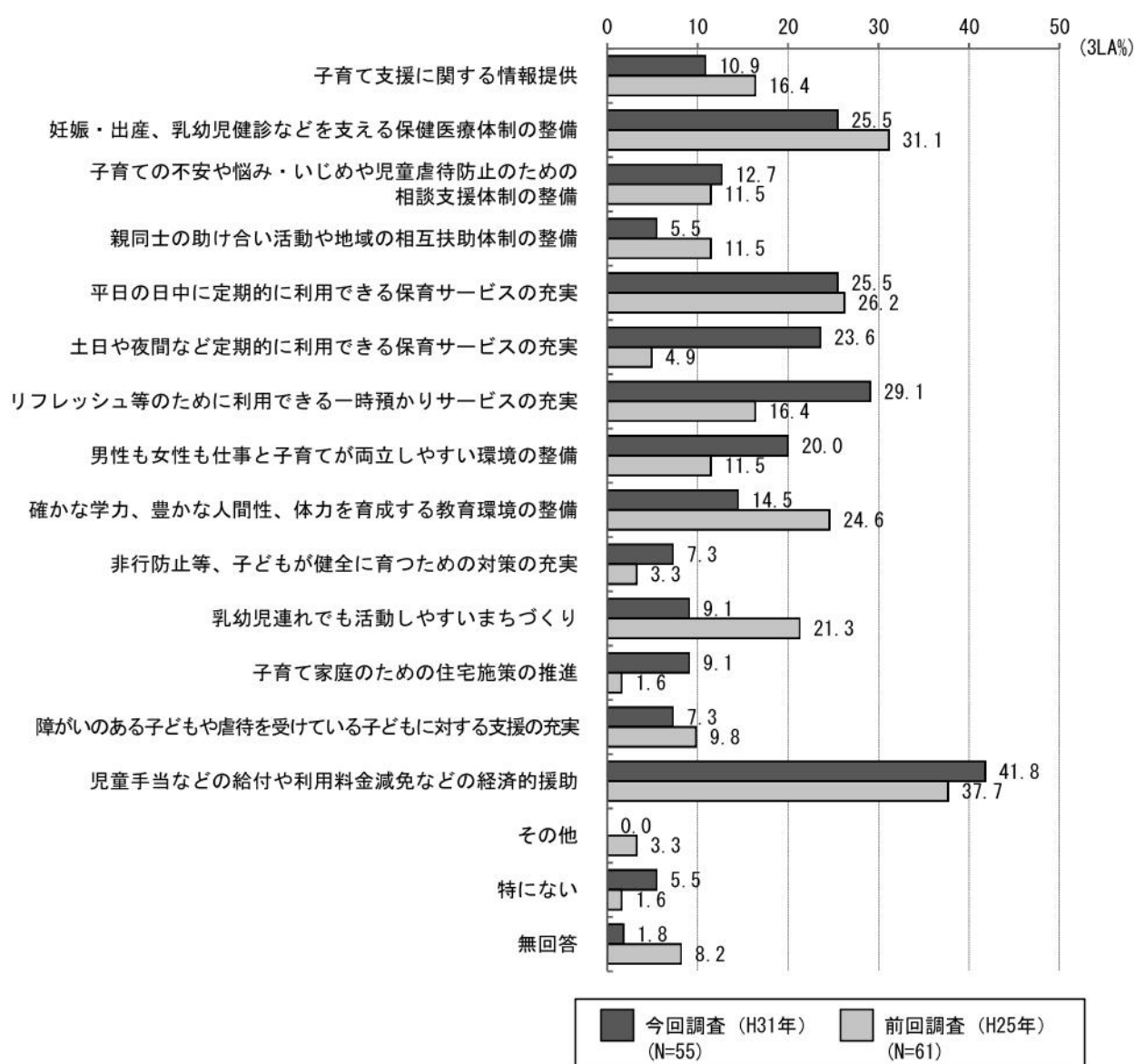


⑩子育て支援に有効な施設やサービス（複数回答）

就学前児童の子育て支援に有効な施設やサービスは、「児童手当などの給付や利用料金減免などの経済的援助」が41.8%、「リフレッシュ等のために利用できる一時預かりサービスの充実」が29.1%などとなっています。

前回調査に比べて、「土日や夜間など定期的に利用できる保育サービスの充実」が18.7ポイント、「リフレッシュ等のために利用できる一時預かりサービスの充実」が12.7ポイント上昇し、「乳幼児連れでも活動しやすいまちづくり」、「確かな学力、豊かな人間性、体力を育成する教育環境の整備」が約10ポイント低下しています。

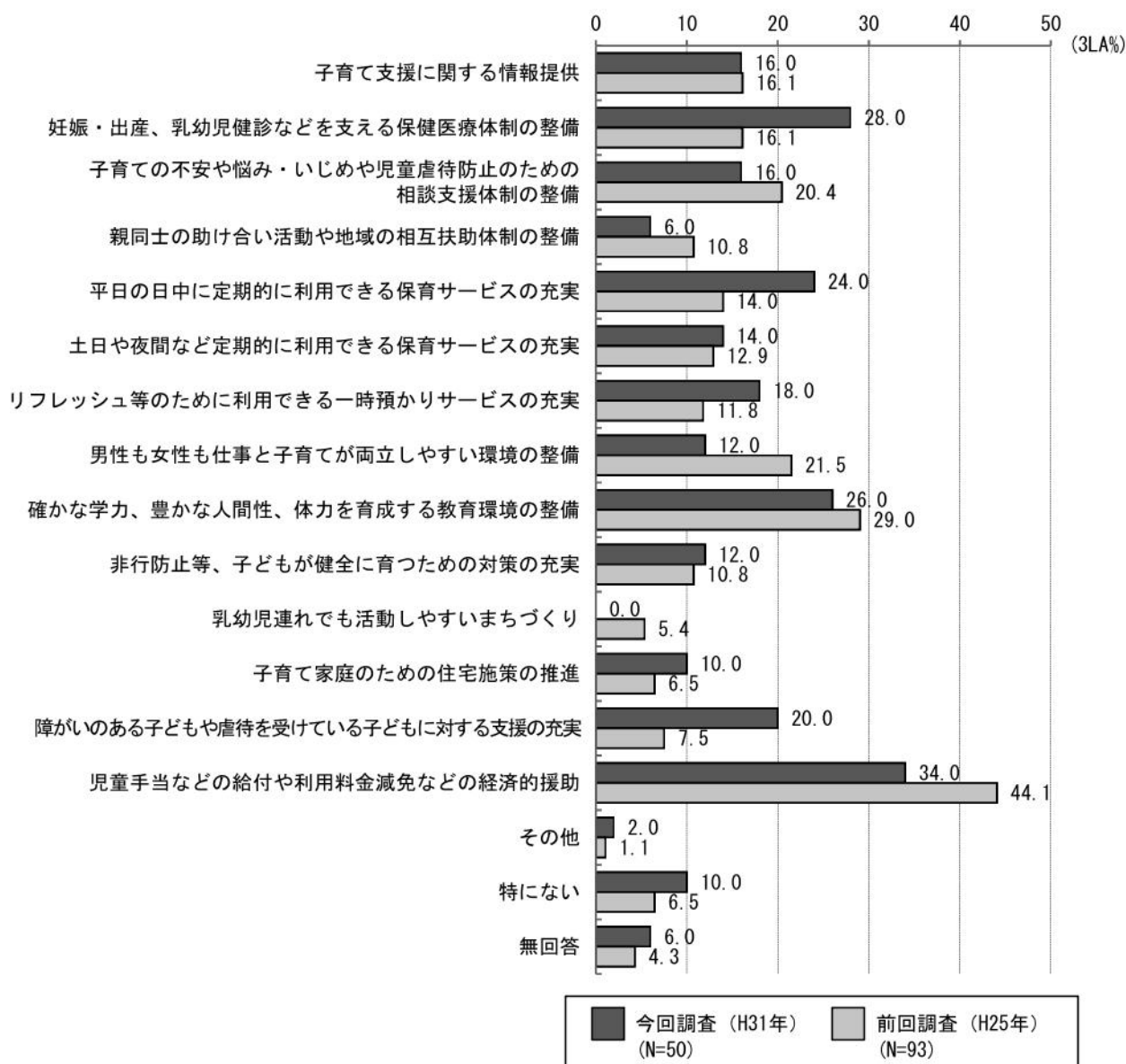
■子育て支援に有効な施設やサービス／就学前



小学生の子育て支援に有効な施設やサービスは、「児童手当などの給付や利用料金減免などの経済的援助」が34.0%、「妊娠・出産、乳幼児健診などを支える保健医療体制の整備」が28.0%、「確かな学力、豊かな人間性、体力を育成する教育環境の整備」が26.0%、「平日の日中に定期的に利用できる保育サービスの充実」が24.0%となっています。

前回調査に比べて、「障がいのある子どもや虐待を受けている子どもに対する支援の充実」が12.5ポイント、「妊娠・出産、乳幼児健診などを支える保健医療体制の整備」が11.9ポイント、「平日の日中に定期的に利用できる保育サービスの充実」が10.0ポイント増加し、「児童手当などの給付や利用料金減免などの経済的援助」が10.1ポイント、「男性も女性も仕事と子育てが両立しやすい環境の整備」が9.5ポイント減少しています。

■ 子育て支援に有効な施設やサービス／小学生



第4章 計画の目標値等

1. 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保の内容・方策

- ・子ども・子育て支援給付
認定こども園、保育所(園)、幼稚園
- ・地域型保育給付
小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

【1号認定・2号認定・3号認定の量の見込みと確保の内容】

(単位:人)	平成30年度(実績値)				令和2年度				令和3年度				
	1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		
	3~5歳	3~5歳	0歳	1・2歳	3~5歳	3~5歳	0歳	1・2歳	3~5歳	3~5歳	0歳	1・2歳	
	教育のみ	保育の必要性あり	保育の必要性あり		教育のみ	保育の必要性あり	保育の必要性あり		教育のみ	保育の必要性あり	保育の必要性あり		
①量の見込み (必要利用定員総数)					23	37	2	14	22	36	2	14	
②確保の内容	認定こども園、 幼稚園、保育所(園) (教育・保育施設)	33	28	2	20	23	36	2	14	22	35	2	14
	地域型保育事業	0	0	0	1	0	1	0	0	0	1	0	0
差(②-①)					0	0	0	0	0	0	0	0	

(単位:人)	令和4年度				令和5年度				令和6年度				
	1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		
	3~5歳	3~5歳	0歳	1・2歳	3~5歳	3~5歳	0歳	1・2歳	3~5歳	3~5歳	0歳	1・2歳	
	教育のみ	保育の必要性あり	保育の必要性あり		教育のみ	保育の必要性あり	保育の必要性あり		教育のみ	保育の必要性あり	保育の必要性あり		
①量の見込み (必要利用定員総数)	21	35	2	13	20	34	2	13	20	33	2	12	
②確保の内容	認定こども園、 幼稚園、保育所(園) (教育・保育施設)	21	34	2	13	20	34	2	13	20	33	2	12
	地域型保育事業	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
差(②-①)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

(1) 1号認定<3～5歳>

【事業内容】

保育の必要性はなく、教育ニーズが高い認定区分（幼稚園、認定こども園等）

【確保の方策】

- ・町内1箇所の認定こども園を確保します。
- ・希望者全員が利用出来るよう量の確保に努めます。

(2) 2号認定<3～5歳>

【事業内容】

保育の必要性があり、保育ニーズがある認定区分（保育所(園)、認定こども園等）

【確保の方策】

- ・町内1箇所の認定こども園を確保します。
- ・希望者全員が利用出来るよう量の確保に努めます。

(3) 3号認定<0～2歳>

【事業内容】

保育の必要性があり、保育ニーズがある認定区分（保育所(園)、認定こども園等）

【確保の方策】

- ・町内1箇所の認定こども園を確保します。
- ・希望者全員が利用出来るよう量の確保に努めます。

2. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容・方策

(1) 時間外保育事業（2号認定・3号認定対象）

【事業内容】

保護者の就労形態の多様化、長時間の通勤等に伴う保育時間の延長に対する需要に対応するため、認定こども園の開所時間（11時間）の前後30分以上において時間を延長して保育を実施します。

【量の見込みと確保の内容】

（単位：人）	平成30年度 （実績値）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		5	4	4	3	3
②確保の内容	1	5	4	4	3	3
差(②-①)		0	0	0	0	0

【確保の方策】

子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、保育時間は、標準時間認定（11時間）と短時間認定（8時間）の2区分となり、区分を超えた保育については延長保育として取り扱うことが国から示されています。各区分において、必要に応じて延長保育が的確に提供できる体制を今後も確保していきます。

(2) 放課後児童健全育成事業

【事業内容】

放課後等における児童の健全育成と子育て支援を図るため、就労などの理由で保護者が昼間家庭にいない児童に、放課後や学校休業中に安心して生活する場所を提供し、心身の健全な育成を図ることを目的とした事業を実施します。

【量の見込みと確保の内容】

（単位：人）	平成30年度 （実績値）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		53	53	52	51	50
②確保の内容	47	53	53	52	51	50
差(②-①)		0	0	0	0	0

【確保の方策】

国より提示された「新・放課後子ども総合プラン」を基に、現状行っている事業の効果検証を行いながら、放課後児童対策を構築します。

(3) 子育て短期支援事業

【事業内容】

家庭での養育が一時的に困難となった家庭の児童や、緊急一時的に保護を必要とする母子を、一定期間、養育及び保護を行うことで、安心して子育てができる環境の整備を図ることを目的に、事業実施施設を指定し、委託により、当該施設において一定期間、養育及び保護を実施します。

【量の見込みと確保の内容】

(単位:延べ人)	平成30年度 (実績値)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		2	2	2	2	2
②確保の内容	0	2	2	2	2	2
差(②-①)		0	0	0	0	0

【確保の方策】

本町では、県内の児童福祉施設の1施設と契約しており、今後も契約を継続し緊急時の利用希望に対応していきます。

(4) 地域子育て支援拠点事業

【事業内容】

就学前の児童やその保護者が交流できる場を提供するとともに、子育てを応援したり、育児不安や子育ての様々な相談を受けながら家庭訪問や子育て支援を行う事業を実施します。

【量の見込みと確保の内容】

(単位:人回)	平成30年度 (実績値)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		1,548	1,440	1,332	1,272	1,212
②確保の内容	1,453	1,548	1,440	1,332	1,272	1,212
差(②-①)		0	0	0	0	0

【確保の方策】

子育て支援センターにおいて、今後も継続して親子が集う場を提供すると共に色々な団体との関わりのある社会福祉協議会に事業を委託していることから多世代交流や子育ての先輩との交流等ができる事業を推進していきます。

(5) 一時預かり事業

【事業内容】

保護者の就労形態の多様化に伴う短時間及び継続的な保育や、保護者の疾病・通院等による緊急時の一時的な保育、あるいは、保護者のリフレッシュ及び冠婚葬祭等による保育需要に対応するため、一時預かり事業を実施します。認定こども園在園児を対象にしたものとそれ以外のものがあります。

認定こども園（1号認定）在園児を対象とした一時預かりは、3歳から5歳の児童が対象で、それ以外のものについては、理由を問わず、一時的に子どもを預けることができるもので認定こども園において実施しています。

(ア) 認定こども園（1号認定）在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

【量の見込みと確保の内容】

(単位:人日)	平成30年度 (実績値)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		377	371	365	359	353
②確保の内容	355	377	371	365	359	353
差(②-①)		0	0	0	0	0

※年間述べ人数

(イ) 認定こども園（1号認定）在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）以外

【量の見込みと確保の内容】

(単位:人日)	平成30年度 (実績値)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		32	31	30	29	28
②確保の内容	-	32	31	30	29	28
差(②-①)		0	0	0	0	0

【確保の方策】

一時預かり事業については、認定こども園における1号認定子どもの在園児を主な対象として実施しています。今後も、主に1号認定子どものニーズに対応できるよう事業を実施していくこととします。

(6) 病児・病後児保育事業

【事業内容】

病気の症状安定期や病気回復期にあり集団保育等が困難で、かつ保護者が就労等により児童を家庭で養育することができない期間に一時的に保育・看護を行います。

【量の見込みと確保の内容】

(単位:人日)	平成30年度 (実績値)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		12	12	13	13	13
②確保の内容	12	12	12	13	13	13
差(②-①)		0	0	0	0	0

【確保の方策】

病後児保育事業を近隣市町村と隣町の1施設に委託しており今後も委託を継続し利用希望に対応できる体制を維持していきます。また、病児保育事業についても病後児保育事業と同様に他市町村と連携して取り組んでいきます。

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

【事業内容】

地域で子育ての支援をするために、育児の援助を受けたい人と育児の援助を行いたい人がファミリー・サポート・センターを橋渡しに会員登録をし、さまざまな育児の手助けを行う事業を実施します。

【量の見込みと確保の内容】

(単位:人日)	平成30年度 (実績値)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		1	1	1	1	1
②確保の内容	0	1	1	1	1	1
差(②-①)		0	0	0	0	0

【確保の方策】

本町においては、ファミリー・サポート・センターの設置はできていませんが、ニーズ調査の「子育てするうえでほしいサポート」の中に「子育ての悩みや不安を気軽に相談できる育児の経験者を紹介して欲しい」等のニーズが出てきており、今後は、子育て支援センター等の事業の中で人との交流を通じてニーズに対応していきます。

(8) 利用者支援事業

【事業内容】

新制度では多様な教育・保育や子育て支援事業が用意され、待機児解消や育児不安・育児負担の軽減のためにそれらを個々のニーズに応じて確実に提供するべく、子どもやその保護者が、認定こども園等での教育・保育や、一時預かり、放課後児童クラブ等の地域子育て支援事業等の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、利用者支援事業を実施します。

【量の見込みと確保の内容】

(単位:か所)	平成30年度 (実績値)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		0	0	0	0	0
②確保の内容	0	0	0	0	0	0
差(②-①)		0	0	0	0	0

【確保の方策】

今のところニーズが無いことから事業量の見込みはできていませんが、子育て包括支援センター、子育て支援センター、認定こども園等が連携し、支援が必要な家庭を早期に把握し、ニーズに応じた事業を実施できる体制を構築していきます。

(9) 妊婦健診

【事業内容】

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施します。

【量の見込みと確保の内容】

(単位:人回)	平成30年度 (実績値)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		392	364	364	336	308
②確保の内容	420	392	364	364	336	308
差(②-①)		0	0	0	0	0

【確保の方策】

今後も引き続き、より安心して健やかな妊娠出産が行えるよう支援していきます。

(10) 乳児全戸訪問事業

【事業内容】

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育てに関する様々な悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握や助言を行う事業を実施します。

【量の見込みと確保の内容】

(単位:人日)	平成30年度 (実績値)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		14	13	13	12	11
②確保の内容	15	14	13	13	12	11
差(②-①)		0	0	0	0	0

【確保の方策】

支援が必要な家庭に対して適切なサービス提供に結びつけるため、着実に事業を実施していきます。

(11) 養育支援事業

【事業内容】

養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師・助産師・保育士等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行い、その家庭の適切な養育の実施を確保するための事業を実施します。

【量の見込みと確保の内容】

(単位:人日)	平成30年度 (実績値)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		0	0	0	0	0
②確保の内容	0	0	0	0	0	0
差(②-①)		0	0	0	0	0

【確保の方策】

今のところニーズが無いことから事業量の見込みはできていませんが、子育て包括支援センターが乳児全戸訪問事業等により支援が必要な家庭を早期に把握し、ニーズに応じて事業を実施し子育て不安の解消に努めていける体制を構築していきます。

(12) 経済的な支援

【事業内容】

児童手当の支給、医療費の助成、就学援助、児童扶養手当の支給、特別児童扶養手当、障害児福祉手当、心身障害者医療費助成、幼児教育・保育利用料の無償化等を実施しています。(所得制限等支給に制限がある事業もあります。)

【確保の方策】

子育てに伴う経済的支援について継続して実施し、保護者の負担軽減を図ります。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

【事業内容】

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入促進及び多様な事業者の能力を活用しながら、保育所、小規模保育所等の設置又は運営を促進するための事業です。

【確保の方策】

少子高齢化が進み子どもの人口が減少している現状から、町内保育所が令和2年3月31日をもって休園となり、町では幼保連携を推進するため認定こども園を令和2年4月1日から開設することから、民間事業者の参入は困難とされますが相談には対応していきます。

3. 幼児期の学校教育・保育の一体的な提供及び推進方策

(1) 認定こども園の普及に係る基本的考え方

令和2年4月1日より認定こども園を開設します。

(2) 質の高い教育・保育や子育て支援等の推進

乳幼児期の発達が連続性を有するものであること、また、乳幼児期が生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であることから、子どもの健やかな発達を保障するために、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の安定的な提供に努めます。

(3) 保幼小連携等の取組の推進

妊娠・出産期からの切れ目ない支援を行うとともに、質の高い教育・保育の提供並びに地域の子育て支援機能の維持・確保等を図るためには、認定こども園、地域子ども・子育て支援事業、その他子ども・子育て支援を行う者相互の密接な連携が必要です。そのため、職員の研修や交流の場の確保に努めていきます。

また、認定こども園の園児と小学生の交流の場を提供するなど、幼児期の教育・保育から小学校教育への円滑な接続を図ります。

第5章 計画の推進

1. 推進体制の充実

(1) 庁内における各部署の連携強化

本計画に携わる部署は、町役場関係の組織で見ると児童福祉の担当課だけでなく、保育の担当課、健康増進の担当課、都市計画や道路整備の担当課、教育委員会など広範囲にわたっています。

そのため、各部署間の綿密な情報交換と連携した行動によって、計画の効率的かつ効果的な推進を図ります。

(2) 関係機関や町民との協力

本計画の推進のためには、町役場だけでなく、児童相談所などの行政組織や、子育てに関係する民間団体・町民ネットワーク、及び各地域の住民の協力が不可欠です。そのため、町民に対して積極的に情報を提供していくとともに、町行政と各種団体、地域住民との協力の強化を推進します。

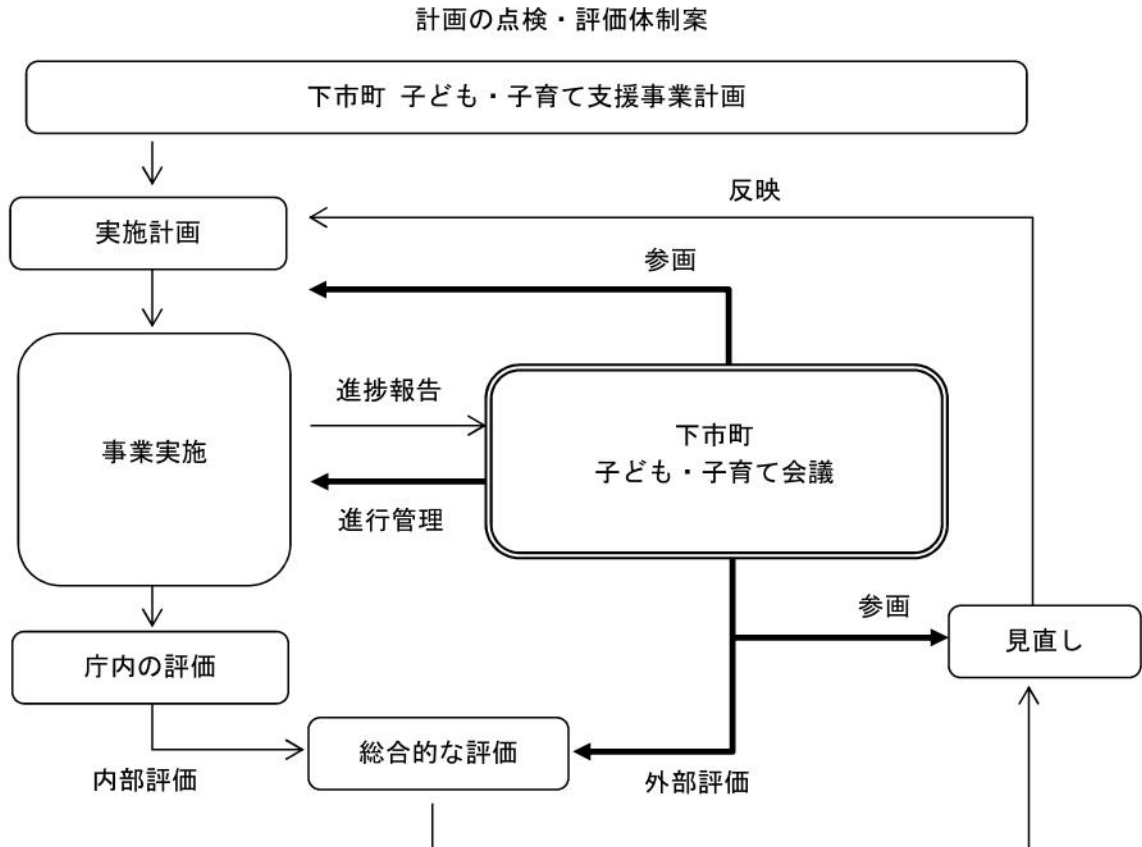
(3) 国・県との連携

地方公共団体の責務として、町民のニーズを的確に把握しながら、利用者本位のより良い子育て支援となるよう、国・県に対し必要な要望を行うとともに、行財政上の措置を要請していきます。

2. 計画の点検・評価に向けて

本計画を町民とともに推進していく体制を確保するため、町民参画により構成される「下市町子ども・子育て会議」を中心に、計画の推進と進行管理を行います。

庁内においては、各施策・事業の進捗状況を把握し、定期的にサービス推進検討会に報告します。



資料編

1. 下市町子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第77条第1項の規定に基づき、下市町子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 法第77条第1項各号に規定する事務に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、本町の子ども・子育て支援施策に関し、町長が必要と認める事項

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員13人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (4) その他町長が必要と認める者

(委員の任期等)

第4条 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長各1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 子ども・子育て会議は、必要があると認められるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、健康福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

2. 下市町子ども・子育て会議委員名簿

所属・役職名		氏名
1	下市町議会議長	前垣 昇司
2	下市町議会総務厚生委員長	松田 哲子
3	下市小学校PTA会長	米田 圭一郎
4	下市幼稚園PTA会長	椿井 理治
5	下市ユートピア保育園父母の会会長	丸尾 剛弘
6	下市小学校長	鍵田 幸男
7	下市幼稚園長	中本 友代
8	下市ユートピア保育園副園長	梶 真紀子
9	下市町主任児童委員	廣川 里香
10	下市町主任児童委員	宇野 三幸
11	下市町副町長	小林 雄一
12	下市町教育委員会教育長	藤田 謙治
13	下市町健康福祉課	上中 久美子

第2期下市町子ども・子育て支援事業計画

発行：令和2年3月

編集：下市町健康福祉課

〒638-8510 奈良県吉野郡下市町大字下市1960番地

(TEL) 0747-52-0001

(FAX) 0747-52-0007

(E-mail) [jyufuku@town.shimoichi.nara.jp](mailto: jyufuku@town.shimoichi.nara.jp)

(URL) <http://www.town.shimoichi.nara.jp/>